

独立行政法人 情報処理推進機構 平成 1 8 年度計画

独立行政法人 情報処理推進機構

目 次

・業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1
1．組織・人材の活用について	1
1 - 1 組織の活用について	1
1 - 2 人材の活用について	3
2．各事業の運営について	4
2 - 1 ITに係る情報収集・発信等	4
2 - 2 公募	10
2 - 3 事務の電子化等	11
2 - 4 経費節減及び効率的資金運用等	13
・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するためとるべき措置	14
1．オープンソースソフトウェアの導入促進	14
1 - 1 オープンソースソフトウェア・センター（OSSセンター） 活動の加速化	14
1 - 2 OSSの普及促進	16
1 - 3 OSS活用基盤の整備を推進	16
1 - 4 情報集約と発信	17
1 - 5 日本OSS推進フォーラム及び北東アジアOSS推進フォーラム	18
2．ソフトウェア開発分野	21
2 - 1 ソフトウェア開発支援	21
2 - 2 様々なステージに応じたITベンチャー支援 （中小ITベンチャー支援事業）	26
2 - 3 債務保証事業	27
3．情報セキュリティ対策強化	30
3 - 1 ウイルス・不正アクセス対策	30
3 - 2 情報セキュリティの脆弱性に関する検証・解析等	31
3 - 3 情報セキュリティ評価・認証	32
3 - 4 暗号技術の調査・評価	33
3 - 5 国際機関との連携（情報セキュリティ全般）	35
3 - 6 情報セキュリティに関する調査・開発等	35
3 - 7 国民に対する情報提供	35
4．ソフトウェアエンジニアリングの推進	37
4 - 1 ソフトウェア・エンジニアリング・センター（SEC） の体制強化	37
4 - 2 広報普及活動	37
4 - 3 各分野での取り組み	39

4 - 4	ソフトウェア開発プロセスの改善・評価（SPI）手法の普及	4 1
4 - 5	関係機関との連携	4 1
5	情報技術（IT）人材の育成分野	4 3
5 - 1	ITスキル標準の整備	4 3
5 - 2	組込みスキル標準の整備	4 6
5 - 3	未踏ソフトウェア創造事業	4 6
5 - 4	中小企業経営者及び地域のIT化の支援	4 8
5 - 5	情報処理技術者試験業務	5 4
6	その他	5 8
6 - 1	政策当局との連携	5 8
	． 予算（人件費見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画	5 9
1	． 予算	5 9
2	． 収支計画	5 9
3	． 資金計画	5 9
4	． 資産の健全化	5 9
5	． 出資事業（地域ソフトウェアセンター）について	6 0
6	． 自己財源の確保	6 1
	． 短期借入金の限度額	6 1
	． 重要な財産の譲渡・担保計画	6 1
	． 剰余金の使途	6 1
	． その他主務省令で定める業務運営に関する事項	6 2
1	． 施設及び設備に関する計画	6 2
2	． 人事に関する計画	6 2
3	． 中期目標期間を超える債務負担	6 2
4	． 積立金の処分に関する事項	6 2

別紙

予算	6 3
収支計画	6 9
資金計画	7 5

独立行政法人 情報処理推進機構 平成18年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人 情報処理推進機構（以下、「機構」という。）の平成18年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

・業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織・人材の活用について

(1-1) 組織の活用について

(1-1-1) 組織の各レベルでのPDCAサイクルの徹底実施

）組織全体でのPDCAサイクルの実施

- (1) PLAN DO CHECK ACTION (PDCA) のマネジメントサイクルを回すことを通じて、組織・業務の不断の見直しを継続して行う。
年度計画の着実な実施を図るため、平成17年度に引き続き、年度半ばで中間仮決算を実施するとともに、上期進捗状況の把握及びそれを踏まえた「下期実行計画」の策定を実施する。
- (2) 平成18年度監査計画に基づき、業務監査を順次実施する。
また、監査結果を業務にフィードバックする。

監 査 項 目 等	H18												H19		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
法人文書管理 (法人文書管理、情報公開)				→											
リスクマネジメント															
資産・物品管理															
情報セキュリティ評価認証業務					→										

）各事業レベルでのPDCAサイクルの実施

- (1) 事業ごとに、適宜フォローアップ調査(審議委員会による事業評価、アンケート、ヒアリング、経営者への面談等) を行い、その結果を事業運営に反映させる等、PDCAサイクルの実践を継続する。
- (2) PDCAサイクルで特に重要であるCheckの段階で、ユーザの視点やニーズをより徹底してくみ取るため、平成16年度より実施しているユーザ企業・有識者に対する「100者ヒアリング(定点観測)」を継続して実施する(平成18年9月から開始予定)。
- (3) 独立行政法人前倒し見直し及び金融類似業務の見直しに係る諸委員会、経済産業省独立行政法人評価委員会及び同情報処理推進機構分科会、並びに当機構に設置した審議委員会(次世代、応用ソフトウェア審議委員会、セキュリティ関連事業推進委員会) 等の指摘事項について、対応可能なものから平成18年度下期実行計画に反映させ実行するとともに、平成19年度計画に反映させる。

また、平成18年9月から実施予定の「100者ヒアリング(定点観測)」や各部におけるアンケート等を踏まえた課題について、対応可能なものから業務への反映を順次実施するとともに、平成19年度計画に反映させる。

- (4) 開発成果のフォローアップ調査(論文数、特許数、ライセンス供与数、販売金額等)を実施し、当機構のソフトウェア開発支援事業の改善に反映させる。

(1-1-2) タスクフォース、ワーキンググループを通じた部門間連携の強化、業務の効率的運営

- (1) 行政改革における人件費削減の要請に応えつつ、限られた人員で機動的かつ効果的に事業を実施するため、平成16年度に導入した、産学の外部専門家が自主的に参加するタスクフォース(以下、「TF」という。)やワーキンググループ(以下、「WG」という。)を機動的に運営するという手法に加えて、アウトソーシングの活用を図る。

- ・ベストプラクティスWG、技術WG、データベースWG(OSSセンター)
- ・エンタープライズ系ソフトウェア開発力強化推進TF、組込みソフトウェア開発力強化推進TF、先進ソフトウェア開発TF(SEC)
- ・プロフェッショナルコミュニティ(ITスキル標準センター) 等

- (2) 外部専門家を主体とした研究会、部門横断的な課題に取り組むWG、個別課題に集中的に取り組むTF等、課題解決のための最適な組織体制により、機動的かつ効果的な業務運営を推進する。

- ・ソフトウェア未来技術研究会
- ・業務・システム最適化全体計画策定TF
- ・能力開発制度TF
- ・商標権取得WG 等

- (3) 「IT新改革戦略」等の政府のIT戦略の動向及び「産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会」における議論を踏まえ、新たなテーマのもと、産学官の専門家から構成される「ソフトウェア未来技術研究会」を開催する。同研究会で当機構の重点的に取り組むべきテーマ(社会基盤ソフトウェア等)を抽出し、内外の情報を収集した上で、技術ロードマップ等を作成し、事業への反映を行う。

なお、同研究会については、平成18年6月までに本年度の活動を開始し、パブリックコメントを踏まえた結論を年内に出すことを目標とする。

また、「産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会」において、当機構として取り組むべき課題が示された場合、上記研究会を活用し、速やかにその課題の具体化、精緻化を図ることとする。

- (4) 平成17年度に引き続き、理事長主催により、各界専門家を招いた「テーマ別研究会」を定期的(年6回程度)に開催する。

- (5) 平成17年度に引き続き、理事長、役員・部長からのメッセージを毎月迅速にホームページに掲載し、職員に対し役員・幹部の考え、経営方針等の周知を図る。また、月初の朝礼における理事長の発言を速やかに掲載し、機構の現状、課題、予定等について、役職員の理解・認識の共有を図る。
- (6) 各部の定型業務マニュアル等の充実、バージョンアップを継続して実施し、業務の効率化及び知識・情報の共有化を促進する。また、新設のオープンソースソフトウェア・センター（OSSセンター）等、業務のマニュアル化が遅れている部門に対して、その促進を図る。

(1-2) 人材の活用について

(1-2-1) 職員のキャリア、能力開発

- (1) 業績評価制度については、引き続き着実に実施し、その評価結果を賞与及び昇給に適正に反映させる。
- (2) 平成17年度に実施した新組織の立ち上げ及び既存組織の見直しによる新体制について、事業の内容、進捗に即した人事配置を実施することに加え、必要なノウハウ等を有する人材を事業の実施期間に合わせて外部から受け入れ、事業の効率的執行を図る。
- (3) 組織が求める人材の育成に資する能力開発制度や業績評価に連動した任用・給与制度等について、前年度に引き続き「タスクフォース」を設置し検討を行い、より効率的・効果的な運用を図る。
- (4) 主体的に能力開発（業務上必要な知識・能力の向上等を目的とした教育講座の受講等）を行う職員をバックアップするために導入した「教育訓練講座受講者に対する支援制度」の活用の推進を図る。
- (5) 当機構の業務を的確かつ円滑に遂行することができる人材を育成するためのツールのひとつである「1hourセミナー」を引き続き実施するとともに、その内容のさらなる充実を図る。
- (6) 平成17年度に引き続き、職員の専門的な能力涵養のため、内外の関連学会、委員会及びセミナー等への参画を推進する。また、職員全般の共通的能力の向上のため、新規採用職員研修、中堅職員研修等職制に応じた研修を実施する。

(1-2-2) プロジェクトマネージャ等の活用

- (1) プロジェクト（開発案件）を管理するプロジェクトマネージャ（以下、「PM」という。）の選任について、引き続き有識者からの推薦だけでなく、公募を継続して実施し、外部の有能な専門人材を広く求め、かつ積極的に活用する。

- (2) 定期的にPM等連絡会（年2回程度予定）を開催し、PM等に対し事業横断的な情報共有と意思統一を図る。

なお、PM等連絡会は以下の5事業、全23名のPM等によって構成される。

- ・ 中小ITベンチャー支援事業PM：3名
- ・ 次世代ソフトウェア開発支援事業（提案公募型）PM：2名
- ・ 次世代ソフトウェア開発支援事業（テーマ型）開発統括責任者：1名
- ・ 未踏ソフトウェア創造事業PM：12名（コースPM含む）
- ・ IT利活用促進ソフトウェア開発事業専門委員（継続事業分）：5名

（平成18年4月1日時点）

2. 各事業の運営について

(2-1) ITに係る情報収集・発信等

(2-1-1) ITに係る情報収集・発信

) 情報収集・発信

- (1) 引き続き、当機構のニューヨーク事務所を活用し、米国におけるITの最新動向について、常時把握に努めるとともに、個別のテーマ（特にオープンソースソフトウェア、ソフトウェアエンジニアリング、情報セキュリティ等）についての調査を通じて、情報の収集を行う。

また、独国フラウンホーファ協会に対する委託調査等を活用し、欧州についての各種情報の収集を行う。

さらに、これらの情報について、積極的な発信を行う。

- (2) 平成17年度に引き続き、理事長主催により、各界専門家を招いた「テーマ別研究会」を定期的（年6回程度）に開催する。

- (3) 以下の情報サービス産業関係団体との間で、トップレベルでの定期的な意見交換会を開催（年2回程度）し、ユーザニーズやIT関連の市場動向の把握に努めるとともに、これらの場を活用した積極的な情報発信を実施する。

- ・ (社) 情報サービス産業協会
- ・ (社) 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会
- ・ (社) 日本情報システム・ユーザー協会
- ・ (社) 組込みシステム技術協会 [旧(社)日本システムハウス協会]
- ・ 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会

- (4) 国際的な情報発信及び国際動向の最新情報収集に努める。

国際会議関連

[オープンソースソフトウェア]

- ・ 第4回北東アジアOSS推進フォーラム

平成18年4月に中国で開催予定。3つのWGを適宜開催。

[セキュリティ]

< 情報セキュリティ評価・認証 >

- ・ CCRA¹

情報セキュリティ評価・認証に関する各種委員会に参加。

- ・ 第7回ICCC² 2006

平成18年9月にスペインで開催予定。

< 国際標準化 >

- ・ ISO/IEC³ SC⁴27

暗号アルゴリズム等の標準化を行うWG2に当機構研究員が事務局として参加するとともに暗号モジュールの評価基準等に関する定期会合に参加。

< 暗号技術 >

- ・ CRYPTO 2006⁵、EUROCRYPT 2006⁶、ASIACRYPT 2006⁷ 等

暗号技術に関する最新研究動向の調査のため、各国際会議に参加。

< 情報セキュリティ全般 >

- ・ I-4⁸、Virus Bulletin⁹、AVAR¹⁰ 等

情報セキュリティ情報を収集するため、各国際会議に参加。

- ・ GBDe¹¹

当機構理事長がWGの一つ「Cyber Security Issue Group」にリーダーとして参加。

[ソフトウェアエンジニアリング]

- ・ ICSE¹²2006 (平成18年5月)

- ・ PROFES¹³2006 (平成18年6月)

- ・ ISESE¹⁴2006 (平成18年9月)

上記国際会議にて論文発表を予定。

¹ CCRA : Common Criteria Recognition Arrangement

² ICCC : International Common Criteria Conference

³ ISO/IEC : International Organization for Standardization/ International Electrotechnical Commission

⁴ SC : Sub Committee

⁵ CRYPTO : 米国で開催される暗号の国際会議

⁶ EUROCRYPT : 欧州で開催される暗号の国際会議

⁷ ASIACRYPT : アジアで開催される暗号の国際会議

⁸ I-4 : International Information Integrity Institute

⁹ Virus Bulletin : コンピュータウイルス研究者の国際会議

¹⁰ AVAR : Association of anti Virus Asia Researchers

¹¹ GBDe : Global Business Dialogue on e-commerce

¹² ICSE : International Conference on Software Engineering

¹³ PROFES : Conference on Product Focused Software Process Improvement

¹⁴ ISESE : International Symposium on Empirical Software Engineering

[情報処理技術者試験]

- ・第2回ITEE¹会議（平成18年11月）
統一共通試験試験区分拡大にむけた検討等を実施。

外国の諸機関との連携

[オープンソースソフトウェア]

- ・韓国ソフトウェア振興院 KIPA²（定期協議、情報交換等）

[セキュリティ]

- ・米国標準技術研究所 NIST³（定期協議、情報交換等）
- ・独国フラウンホーファ協会 SIT⁴研究所（連携、相互協力推進）
- ・韓国情報保護振興院 KISA⁵（定期協議、情報交換等）

[ソフトウェアエンジニアリング]

- ・独国フラウンホーファ協会 IESE⁶（ドイツでの実例に基づいた、ソフトウェアエンジニアリング導入の効果評価に関する共同研究）
- ・米国カーネギーメロン大学ソフトウェアエンジニアリング研究所 SEI⁷（CMMI⁸他）
- ・韓国ソフトウェア振興院 KIPA（定期協議、情報交換等）

）中小ユーザ企業に対する情報提供

- (1) IT経営応援隊事業のユーザ企業向けのメールマガジン「IT経営応援隊メールマガジン」を毎月2回発信する。新たなコンテンツとして、中小企業等のIT経営のモデルとなるIT経営百選企業の優れた事例等を発信する。
- (2) IT経営応援隊の各種事業の運営ノウハウの共有化を図る観点から、支援機関及び地域IT経営応援隊事務局等の関係者に対してメルマガ「応援隊通信」を発信する。特に、地域IT経営応援隊事務局やITコーディネータ及び事業に参加するユーザ企業の経営者等からの発信を促す。

）ITに関する統計的調査・分析

- (1) 以下の各種調査を行い内外の情報を収集分析する。
 - ・組込みソフトウェア産業実態調査
 - ・組込み関連技術教育実態調査

¹ ITEE : Information Technology Engineers Examination

² KIPA : Korea IT Industry Promotion Agency

³ NIST : National Institute of Standards and Technology

⁴ SIT : Secure Information Technology

⁵ KISA : Korea Information Security Agency

⁶ IESE : Institute for Experimental Software Engineering

⁷ SEI : Software Engineering Institute

⁸ CMMI : Capability Maturity Model Integration

- ・コンピュータウイルス被害状況調査
- ・オープンソースソフトウェアに関する海外動向調査 等

(2) 情報処理産業について、財務の状況を中心とした実態調査を行う。

委員会を設置し、特定サービス産業実態調査を念頭においた適切な標本の拡大や的確な調査票を作成する。

また、調査の精度を高めるためにヒアリングを実施する。

調査は外注を活用して行い、報告書を秋口までに公表する。

その際、当機構内部のニーズを集約して、附帯調査を実施する。

(3) 平成17年度に引き続き、理事長主催により、各界専門家を招いた「テーマ別研究会」を定期的（年6回程度）に開催する。

また、「テーマ別研究会」の講師や当機構の各事業に関係する有識者等について、個人情報保護法との関係に配慮しつつ、これらの専門に関する人材情報の整備を行う。

(2-1-2) 広報活動等

) プレスへの戦略的情報配信

(1) 平成17年度に実施した各メディア等に対するヒアリング結果に基づき、平成18年度も引き続き、次の3つの形態によりプレス説明会等を実施する（月1回程度）。

当機構の全事業等を網羅した「上・下期全体事業プレス説明会」（年2回開催）
各事業の個別テーマに絞った専門的な内容のニュースについて発表する「プレス個別説明会」

各事業の専門分野について意見交換を主とする「プレス懇談会」（テーマによってはセミナー形式）

(2) 平成17年度に引き続き、毎月の初めに当該月のプレスリリース予定を発信し、各メディアへの便宜を図る。

) ホームページの積極的活用

(1) 平成17年度に導入したWebサーバログ解析システムを利用し、アクセス件数が多いサイトの表示方法、掲載内容等を参考にして、他のWebサイトの改善を実施する。

(2) 当機構ホームページに設けた「IPA賞」、「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー」等の受賞者に関するページに、本年度の受賞者を追加し、PRを実施する。

(3) 中小・ITベンチャー企業向けホームページの内容の充実を図る。具体的には、中小・ITベンチャー企業向けの公的支援制度（補助金、税制等）の紹介や中小・ITベンチャー企業の成果に係る情報を充実させる。

(4) ホームページにおいて、公募情報、イベント情報等を早期に提供し、周知期間を確保するよう努める。

）調査及び研究開発成果の公開

- (1) 調査及び研究開発成果の主要なものを事業終了後2ヶ月以内に当機構ホームページに掲載する。
- (2) 「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー 2006」や「2005年度下期・2006年度上期スーパークリエイター認定者」等について、当機構ホームページへの掲載や小冊子化を行う。
- (3) ソフトウェア開発支援の各事業について、開発成果等を分かりやすく簡潔にとりまとめた「開発テーマ一覧」を作成し、プレス、(社)日本コンピュータシステム販売店協会等に広く配布、対外PRに努める。

）成果発表会の開催

- (1) 平成17年度に策定したイベント年間計画(当機構主催による総合展 年1回、外部の専門テーマ展への出展等 年10回程度)に基づき、積極的に成果を発表していく。

[当機構主催による総合展]

IPAX 2006 [5月17日～19日(予定)]

[外部の専門テーマ展への出展]

Grid World 2006 [5月10日～11日(予定)]

組込みシステム開発技術展 [6月28日～30日(予定)]

情報化月間記念特別行事 [10月2日(予定)]

CHES (Workshop on Cryptographic Hardware and Embedded Systems) 2006
[10月10日～13日(予定)]

Embedded Technology 2006 [11月15日～17日(予定)]

[セミナー・講演会等の実施]

SEC Forum 2006 [6月12日～13日(予定)]

ITスキル標準プロフェッショナルコミュニティフォーラム(IPCF) 2006
[7月7日(予定)]

IPA Forum 2006 (スーパークリエイター認定証授与式、ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー表彰式等を含む)[10月中旬(予定)]

情報セキュリティセミナー(随時)

ITスキル標準、セキュリティ、ソフトウェアエンジニアリング等についての
依頼講演会等(随時)

- (2) 広く産業界、経営者等を対象としたIPA事業成果総合展(IPAX)を開催する(平成18年5月17～19日)。特に平成18年度においては、同総合展に国際連携ゾーンを設け、当機構が連携する各国の関係機関の出展を誘致する。

- (3) セキュリティ、ソフトウェアエンジニアリング、OSS、ITスキル、人材、ソフトウェア開発等各専門分野について、外部イベントを活用し、積極的に事業成果を普及する。実施に当たっては、常にその効果をアンケート等でチェックし、その結果を平成19年度のイベント計画に反映する。

) 各種情報発信及び広報活動の有機的連携

- (1) 平成18年度下期公募説明会及び平成19年度上期公募説明会を全国主要都市で開催する。
- (2) 平成17年度に協力体制を構築したITコーディネータ協会のITコーディネータポイント制度を引き続き「情報セキュリティセミナー」に適用するとともに、他の講演、セミナーについても協力体制を構築し、広く広報活動を実施する。
- (3) IPAX 2006（平成18年5月）、SEC Forum 2006（平成18年7月）、平成18年度下期公募説明会（平成18年7月）、平成19年度上期公募説明会（平成19年1～2月）、情報化月間記念特別行事（平成18年10月）、IPA Forum 2006（平成18年10月）等の行事及び各地域で実施される情報セキュリティセミナー等において、新設のOSSセンターの活動内容の他、債務保証制度、情報処理技術者試験制度等、当機構の各事業についての広報活動を実施する。
- (4) 平成17年度に取得した商標登録を各種イベント、配布物等で積極的に使用する。
・取得した商標の例：「IPA」「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー」「IT経営応援隊」「ITスキル標準」等

) メールングリストによる情報発信

- (1) 「メールニュース」の内容の一層の充実、明確化を図るとともに、タイムリーな配信を行う。[登録者数：約39,692人（平成18年3月31日現在）]
- (2) 公募説明会、各種イベント等において、「メールニュース」の積極的なPRを行い、登録者の勧誘を積極的に実施し、公募説明会、各種イベント、セミナー等の集客力の強化を図る。

(2-1-3) ソフトウェア開発等に係る成果分析

- (1) 平成17年度に引き続き、ソフトウェア開発、人材育成、セキュリティ認証業務等のプロジェクトにつき、リサーチやインタビュー等による追跡調査を平成18年度下期初めから実施し、実用化や技術的成果の状況等を把握するとともに、前年度に続き成果事例集の作成を行う。

(2-2) 公募

(2-2-1) 提案公募以外の採択方法の検討

) テーマ型公募の積極的導入

公募事業について、従来の提案公募だけでなく、政策ニーズをより明確に反映した技術開発に取り組むため、あらかじめテーマを設定した形での公募を行うテーマ型公募を引き続き実施するとともに、さらなる拡充を行う。

テーマ型公募の実施にあたっては、平成17年度に導入した「開発統括責任者方式」を活用する。

- (1) 次世代ソフトウェア開発事業(テーマ型)「医学医療知識共有化システムの開発」の継続的開発を実施する。具体的には、テーマ型公募による「医学医療知識共有化システムの開発」について、根東 開発統括責任者(東北大学大学院医学系研究科医学情報学分野 教授)のもと、平成17年度の実証実験結果を踏まえ、システムの高度化と実用化を実現するための機能拡張(認証、課金、著作権、会員情報等の管理機能等)を実施するとともに、コンテンツの充実(小児救急に関するコンテンツ等の追加)を図る。
- (2) ソフトウェア開発技法普及ツールの開発と新規開発テーマの選定を行う。具体的には、ソフトウェア・エンジニアリング・センター(SEC)で確立された開発技法を普及するために、平成17年度より新たに公募を開始した「ソフトウェア開発技法普及ツール開発事業」としてテーマを選定した以下の2件について、開発に着手する。また、これらに加えて、さらに新たなテーマを選定し、適時公募を実施する。
 - ソフトウェア開発プロジェクト可視化ツールのパッケージ化(EPM¹ツール)
 - ソフトウェア開発における品質、生産性に関する定量的なデータの収集と集積を効率的に行える自動データ収集環境の普及拡大を図る。
 - 定量データを基にしたプロジェクト診断ツール(仮称)SECで収集したソフトウェア開発に関する定量データを活用し、開発企業が自社のプロジェクトの生産性・品質のレベルを自己診断できる定量データ分析サービスを提供することを目指す。このため、インターネットを介して効率的に提供するデータベースや分析ツール群に関する概念設計及び開発を行う。
- (3) 「ソフトウェア新戦略」に基づいて選定されたテーマについて公募を行う。

(2-2-2) 随時公募の実施等

) 年2回採択、随時公募の実施

- (1) ソフトウェア開発支援の公募に関し、年2回採択及び随時公募を継続する。また、ソフトウェア新戦略に関連する公募を適時実施する。

¹ EPM: Empirical Project Monitor

）審査期間の短縮

- (1) 平成17年度に引き続き、募集の締切から採択に至る期間を60日以内とする。
また、IPA情報検索システム（IPA-Knowledge）をソフトウェア開発案件の審査業務に活用する。

）公募説明会の開催

- (1) 各経済産業局、情報関連団体、その他地域情報産業協会等各種団体との連携のさらなる強化を図り、公募説明会への参加申込者の拡大を図る。
また、SECや情報処理技術者試験センターの情報網を活用した大学への未踏公募説明会の周知、当機構金融推進グループを活用した地元金融機関との連携を図り、公募説明会への参加申込者の拡大を図る。
- (2) 公募説明会にて、アドバイザーチームの紹介、債務保証制度の紹介等を引き続き実施する。

（2 - 2 - 3）事業の弾力的運用

- (1) 事業内容等を勘案し、必要に応じ、複数年度の契約を締結するとともに、契約変更等柔軟な事業運営を図る。
- (2) 開発企業の資金ニーズに応えるため、中小企業に対して、中間払いを引き続き実施する。

（2 - 3）事務の電子化等

（2 - 3 - 1）業務の最適化計画

- (1) 当機構では平成12年度に業務全体のBPR（Business Process Re-engineering）を実施し、組織のフラット化や決裁ルートの短縮を実現するとともに、業務全般をカバーするシステム群（電子IPA¹）を平成14年度から運用開始している。
平成18年度は、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」[平成17年6月29日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定]に基づいて、当機構の業務・システムの最適化計画を平成19年度内に策定することを目指して着実に準備を進める。
- (2) CIO（情報化統括責任者）、CIO補佐官（3名）、当機構システム管理グループからなる「業務・システム最適化全体計画策定タスクフォース」及び各部門の担当者からなるワーキンググループにおいて、業務・システム最適化計画の策定を推進する。

情報処理技術者試験業務及びセキュリティ認証業務について、業務・システム最適化計画の策定を推進する。

¹ 電子IPA：当機構においては、業務全般（文書決裁、人事・給与、出退勤管理、会計、契約管理、前渡資金管理、出納、ソフトウェア開発公募、債務保証等）を電子化しており、業務サブシステム群全体を「電子IPA」と総称している。

その他の業務については、タスクフォースにおいて対象業務の範囲を定め
た上で最適化計画の策定を推進する。

オープンソースソフトウェア導入の推進について、職員用PCにオープンソース
ソフトウェア(メールソフト等)の導入を推進するとともに、導入後のサポ
ートを実施する。

Webサイトによる情報提供のあり方を再検討し、併せて最新技術[Blog, CMS
(Contents Management System)等]等の導入について検討する。

(3)「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」[平成17年12月(全体版初
版)内閣官房情報セキュリティセンター]に準拠した、セキュリティ基本規定及
びセキュリティ対策基準を制定する。

(4) 機構内に設置している「業務・システム最適化全体計画策定タスクフォース」に
おいて、セキュリティポリシー(平成16年1月最終改訂)の見直しを、CIO補佐官
の知見を得ながら実施する。実施に当たっては、以下を重点項目とする。

システム上の個人情報について、確実かつ効率的な情報漏洩対策を講じる。

システム利用・運用に関する手順をより厳格なものにするため、手順書や様式
の改善、追加を行う。

(2-3-2) 電子IPAの活用等

) 電子IPAを活用した効率的な業務実施等

(1) 新任者を対象とした基本システム説明会を頻繁に実施する。また、特定の職員が
利用するシステムのマニュアルを更新し、内容の充実を図るとともに、システム
の利用方法に関する質問対応を随時行う。

(2) セキュリティポリシーの見直し結果を踏まえて、情報セキュリティに関する教育
についてのあり方を検討し、定期的に教育を実施する。

(3) 成果納品物管理業務におけるCD/DVDチェンジャー、プロジェクト予算管理業務に
おけるコスト管理システム、支部の調達業務における前渡資金調達管理システム
等を始めとする電子IPAを積極的に活用して、効率的に業務を実施する。

) 情報の共有の促進(ナレッジマネジメント)

(1) 平成17年度に引き続き、内部ポータルサーバを用いた情報共有を促進する。

(2) 平成17年度に引き続き、情報検索システムをソフトウェア開発案件の審査業務等
に活用し、審査業務の効率化を図る。

(2 - 4) 経費節減及び効率的資金運用等

) 予算執行管理の徹底

- (1) 各事業費及び一般管理費について、実行計画を策定し、適正かつ着実な予算と実績の管理を行う。具体的には、年度当初に予算額を設定し、毎月、予算執行状況を各部に提供することにより、予算の計画的執行を図る。
また、中間仮決算を実施し、その結果を踏まえて、下期の実行計画の見直し及び予算の再配分を行う。

) 中間仮決算の実施

- (1) 昨年度に引き続き中間仮決算を実施し、収支の状況把握に努める。

) 業務のマニュアル化の促進

- (1) 経理、予算、契約、調達の各業務の一層の効率化を図るため、主要業務の優先度を勘案の上、マニュアル化を促進する。

) 効率的資金運用

(1) 資金繰り

主要な勘定及び経理区分毎の資金繰表を作成し、効率的な資金運用を図る。

(2) ポートフォリオ

市場動向の把握に努めるとともに、外部専門家からの指導も仰ぎ、さらなる効率的運用を図る。

) 会計監査人

- (1) 会計監査人である監査法人の監査が、計画的かつスムーズに行われ、決算業務の早期化が図れるように、平成17年度に引き続き、恒常的な打合せを行いつつ業務を執行する。

) 情報処理技術者試験の財政基盤安定化

- (1) 情報処理技術者試験に関して、財政基盤安定化の観点から、問題作成費、試験実施経費等の事業費及び管理費の合理化に引き続き積極的に取り組む。

試験委員会の謝金単価について比較調査を行った上で見直す。

試験実施に係るインターネットのクレジット決済手数料、試験問題輸送費、試験会場借上費、試験会場監督員等謝金、商工会議所等への委託単価等を見直す。

**.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために
とるべき措置**

1. オープンソースソフトウェアの導入促進

(1-1) オープンソースソフトウェア・センター（OSSセンター）活動の加速化

ソフトウェアの開発面や利用面で大きな効果を発揮すると期待されるオープンソースソフトウェア（OSS）の導入を促進するため、OSSの有識者からなる「日本OSS推進フォーラム」の要請を受け、平成18年1月1日に、OSSセンターを設置した。OSSセンター設立にあたり、スクラップアンドビルドの観点から、「ソフトウェア開発支援部」と「金融推進部」を統合し、「ソフトウェア開発・金融推進部」とした。

また、OSSセンターでは、「普及促進」、「基盤整備」、「情報集約と発信」の三つを柱とし、利用者が安心してOSSを導入できる環境を、技術、知識、体制の3面から構築する。このため、「ベストプラクティスWG」、「技術WG」及び「データベースWG」を設置し、各WGにおいて以下の活動を行う。

(1-1-1) ベストプラクティスWG（普及促進）

- (1) OSSの導入を検討中のユーザ及び使用中のOSSに問題を抱えているユーザに対し、先行する成功事例や問題解決ノウハウ等の情報を的確に提供するために、事例情報の収集と分析、法的・制度的問題点等の検討を行う。特に地域のソフトハウスが安心してOSSビジネスを展開できる環境の構築を重視する。
- (2) 収集した情報は、OSSデータベースであるOSS iPedia¹によって公開する他、地域での交流会、調達担当者等への啓発活動（既に総務省から年4回の講義依頼あり）、「ユーザ向けOSS導入ガイドライン」の当機構ホームページでの公開や出版を行う。
- (3) 特許リスクに対する対応策、GPL（GNU General Public License）の次期バージョン（GPL v3²）検討への参画・分析等の課題について検討を行う。これらの課題や特定の商用ソフトウェアに依存しない中立公正な調達仕様書の記述方法の検討等については、米国、欧州等で積極的に進められているため、これらの国の関係機関との交流を進め、連携を図る。

< ベストプラクティスWGの具体的活動内容は以下のとおり >

導入推進 [導入推進TG（タスクグループ）を設置]

- ・ 導入事例についての情報収集と分析（平成18年4月から着手し年度内継続）
- ・ 自治体、ソフトハウス及びOSS関連団体等との情報交換（年2回程度）
- ・ 調達担当者等向け普及・啓発、連携策検討、イベント等の実施（通年）
- ・ 「ユーザ向けOSS導入ガイドライン」の発行（平成18年10月頃）

¹ OSS iPedia: OSS 関連情報を集約したデータベースであり、Web からいつでも、誰でも閲覧し活用できる環境を提供。iPedia は、information の「i」とギリシャ語で教育・知識を意味する「Pedia」からなる造語。

² GPL v3: GPL は、「GNU（GNU's not UNIX）一般公衆利用許諾契約書（GNU General Public License）」の意で、Linux カーネルや、Samba、MySQL 等多くのソフトウェアに適用されているライセンスの一つ。GPL v2（1991 年作成）の改訂案として、平成 18 年 1 月に GPL v3 ドラフトが公開され、平成 19 年 3 月の改訂へ向けて作業が行われている。

課題解決（課題解決TGを設置）

- ・ パテント問題、GPL v3問題等法的・制度的問題の調査と分析
（平成18年5月に一次調査を完了し、年度内分析継続）
- ・ OSS導入における問題発生時の情報収集と分析
（平成18年7月から着手し年度内継続）
- ・ 制度的問題点の検討（平成18年7月から着手し年度内継続）
- ・ 海外動向調査（例：韓国 平成18年4月、ドイツ 平成18年9月頃等）

（1 - 1 - 2）技術WG（基盤整備）

- （1）ベーススタック性能の評価手法の開発・保守、評価結果の公開方法等の検討を行う。
- （2）情報システムユーザ、利用者コミュニティ等の要求事項を整理し、テーマ型開発支援事業等におけるテーマ設定を行う。

< 技術WGの具体的活動内容は以下のとおり >

技術評価（技術評価TGを設置）

- ・ ベーススタック性能評価手法の検討（平成18年5月を目途にとりまとめ、平成18年10月及び平成19年3月に評価実施）
 - ・ ベーススタック評価ツールの仕様検討（平成18年5月を目途にとりまとめ、平成18年10月及び平成19年3月に評価実施）
 - ・ ベーススタック性能評価結果の分析と公開、データベース化（年度末まで）
- テーマ探索（テーマ探索TGを設置）
- ・ テーマ型開発支援事業のテーマ選定（平成18年5月を目途に選定し、テーマ型公募事業に反映）
 - ・ 次期実証実験のテーマ及び実証対象の選定（平成18年9月を目途に選定し、実証実験事業へ反映）

（1 - 1 - 3）データベースWG（情報集約と発信）

- （1）センター全体の活動を通して得られた情報を中心に、OSS iPedia へ蓄積し、コンテンツを充実させる。
- （2）利用者にとって、より使いやすいデータベースのあり方を検討し、システムとコンテンツへ反映する
- （3）公開したデータ等への問合せ等に対処するための体制を整える。
- （4）新しい情報共有、公開のあり方を検討し、OSS iPedia の次期システムの検討・構築を図る。（例：コミュニティが自由に情報を書きこむことができ、かつ安全性も確保された新しい情報集約・発信手段の検討。）

< データベースWGの具体的な活動内容は以下のとおり >

- ・利用者への対応方法（対応者マニュアル整備等）の検討（平成18年6月まで）
- ・使いやすいユーザインタフェースや情報構成の検討（平成18年9月まで）
- ・次期情報共有・公開システムの検討（継続的に検討）

（ 1 - 2 ） OSSの普及促進

OSSを普及促進するために、OSSの分野で活躍している者と以下の取り組みを行うことにより交流を深める。

（ 1 - 2 - 1 ） 日本OSS貢献者賞

- （1）日本におけるOSS開発の振興を図ることを目的に、影響力のある開発プロジェクトを創造または運営した開発者や、グローバルプロジェクトにおいて活躍する卓越した開発者を、平成18年度上期を目途に表彰する。

（ 1 - 2 - 2 ） 地方自治体等との交流

- （1）地方自治体等での交流会等を通して、地域におけるOSSの普及を促す。
また、調達担当者等への啓発活動（既に総務省から年4回の講義依頼あり）を実施する。

（ 1 - 2 - 3 ） 国際機関との交流

- （1）特許リスクに対する対応策、GPL（GNU General Public License）の次期バージョン（GPL v3）検討への参画・分析等の課題について検討を行う。これらの課題や特定の商用ソフトウェアに依存しない中立公正な調達仕様書の記述方法の検討等については、米国、欧州等で積極的に進められているため、これらの国の関係機関との交流を進め、連携を図る。

（ 1 - 3 ） OSS活用基盤の整備を推進

OSSの活用を促進するため、以下の基盤整備事業を推進する。

（ 1 - 3 - 1 ） 提案公募事業

- （1）我が国のOSSコミュニティの活動を活性化し、さらには国際コミュニティへの貢献を促すため、OSSコミュニティ活性化に資するテーマを中心に広く一般から募集し、その開発を支援する。実施に当たっては、当機構の他の提案公募型事業と時期を合わせ、年2回(上期・下期)に公募を行う。

（ 1 - 3 - 2 ） テーマ型公募事業

- （1）OSSの普及にとって重要ではあるものの、コミュニティの興味を引かないため開発が進んでいない技術的課題を技術WG（テーマ探索TG）で洗い出し、その開発支援を行う。5月を目途にテーマを選定し、6月頃に公募を行う。

(1 - 3 - 3) テストツールの整備

) ベーススタック用性能評価テストツール (テストツール2006) の開発

- (1) 多様なシステムに対応できる性能評価手法及びツール開発を行うとともに、OSSの導入を検討する際の指針となるベーススタックに関する性能評価データを収集する。平成18年度においては、複数CPU等に対するスケーラビリティ評価を行う「テストツール2006」を平成18年度末までに公開する。

) 脆弱性テストツールの調査

- (1) OSSシステムに対して新たに発見される脆弱性への緊急対応等、臨機応変な技術支援対応が求められる場面も想定される。このため、平成18年度上期までにフィージビリティスタディ調査を実施し、テストツールの開発を検討する。

(1 - 3 - 4) 実証実験事業

) 自治体実証実験

- (1) 平成17年度に採択した4自治体 (北海道札幌市、栃木県二宮町、大分県津久見市、沖縄県浦添市) において実施中の実証実験については、引き続き自治体と密に連携しながら継続し、平成18年4月末から6月末までに順次終了させる。

) 次期実証実験の企画・実施

- (1) 平成18年度は、自治体についての次期実証実験のテーマを技術WG (テーマ探索TG) で検討し、上期中に公募を行う。例えば、基幹系を含む自治体情報システム全体へのOSS導入を目指した自治体実証実験を検討する。

) 導入ガイドブック (自治体版) の作成

- (1) 平成17年度に採択した4自治体における実証実験は、事業終了後、成果を速やかにとりまとめ、導入ガイドブックの形でホームページ上に公開する。
また、公開後、上期中を目途に小冊子を作成し、普及を行う。

(1 - 3 - 5) IPAフォント

- (1) IPAフォントの運用方法に係る調査を平成18年8月までにとりまとめ、IPAフォントの効果的活用のため、公開方式の検討及び運用を行う。

(1 - 4) 情報集約と発信

(1 - 4 - 1) 情報集約と発信 (各種イベントでの積極的な広報活動)

- (1) OSSの情報集約と発信を目的に、各種イベントでの積極的な活動を行う。その際には、OSSセンターの取り組みを平易に説明するとともに、OSSの必要性や利便性を説得力のあるプレゼンテーションを通じて提示していく。

現時点で出展を予定しているイベントは以下のとおり。

- ・ IPAX 2006 (平成18年5月17～19日)

- ・Linuxフォーラム（平成18年5月31日～6月2日）
- ・日本OSS推進フォーラムセミナー（年2回程度）

（1-4-2）OSS iPedia（OSSのデータベース）の充実

- （1）OSSの導入を検討中のユーザ、使用中のOSSに問題を抱えているユーザに対する情報提供のため、センター全体の活動を通して得られた情報を中心に、OSS iPediaへ蓄積し、平成18年5月に開催されるIPAX 2006において公開する。
- （2）先行する成功事例や問題解決ノウハウ等の情報を的確に提供するために、年度内は事例情報の収集と分析、法的・制度的問題点等の検討を継続して行う。特に地域のソフトハウスが安心してOSSビジネスを展開できる環境の構築を重視する。

（1-5）日本OSS推進フォーラム及び北東アジアOSS推進フォーラム

当機構は、日本OSS推進フォーラム及び北東アジアOSS推進フォーラムの事務局として、その円滑な運営に寄与する。また、以下の活動について支援する。

（1-5-1）日本OSS推進フォーラム

- （1）我が国のOSSの普及促進のため、毎年、日本OSS推進フォーラム（代表幹事 桑原洋：日立製作所取締役）幹事団及び顧問団合同会合を開催している。本会合は、幹事団（日立・NTTデータ・富士通・IBM・NEC・JUAS・アルゴ21）及び顧問団（13企業及び2学識者）から構成され、経営トップが参集している。本フォーラムは、平成17年度に3つの部会に再編成されている。

（参考）日本OSS推進フォーラムの事業活動について

（a）サーバ部会（トップシェアに向けた開発・評価・普及活動の推進）

サーバ分野では、OSSは、企業や自治体で一般的に使われはじめている。そこで、3年後のトップシェアを目指し、ミッションクリティカルな用途や、OAサーバ（プリンタサーバー、ファイルサーバー等、部門・部署規模で使用されるサーバ）へのOSSの適用を拡大させることを目標とする。

<年度内に下記の事業を行う>

- ・OSSの性能・信頼性評価に基づくOSSの適用領域の明確化、発信
- ・OSSをミッションクリティカルな用途や、OAサーバへ展開するのに必要な機能強化ロードマップの策定
- ・OSSのビジネスモデルについての調査（長期サポートの観点を含む）
- ・政府調達においてOSSがより適切な位置付けを得るための関係機関への提言

（b）デスクトップ部会（OSSデスクトップへの移行促進）

デスクトップ分野でのOSSの普及は、サーバ分野と比較して遅れている。その要因を分析し、OSSデスクトップが導入時の選択肢と認められ、OSSデスクトップへの移行が促進されることを目標とする。

<年度内に下記の事業を行う>

- ・当機構の実証実験等から得られたデータに基づく OSS デスクトップの問題点の抽出と対応策の検討
- ・オペレーティングシステムに依存しない（マルチプラットフォーム）アプリケーションソフトウェアの普及促進
- ・クロスプラットフォーム化¹等導入しやすい環境作りを実施

(c) 人材育成部会（産学官による人材育成体制の構築）

OSSに係る人材育成について、教育機関や官界との連携体制を構築することを目標とする。そのため、企業や教育機関の求める人材像を明確化し、産学官共同でオープンに利用可能なコースウェア、コンテンツの整備について検討する。

<年度内に下記の事業を行う>

- ・OSSを題材とした教材やコースウェアの整備、スキル開発カリキュラム等の検討
- ・大学、専門学校と企業のキャリアパスの間にあるギャップの分析
- ・OSSコミュニティで活躍できる開発者の育成方法の検討

なお、以上の事業を円滑かつ強力に推進する観点から、フォーラムとしてはユーザとの連携強化を一層推進する。また、フォーラム活動の求心力を高めるような事業を検討していく。

(1 - 5 - 2) 北東アジアOSS推進フォーラム

(1) 日本OSS推進フォーラムは、中国OSS推進連盟、韓国OSS推進フォーラムとともに、北東アジアOSS推進フォーラムを構成し、中国・韓国の民間企業・研究教育機関と連携体制を築いている。

また、北東アジアOSS推進フォーラムは、日中韓の政府レベルの連携とも協調しており、既に3回、中国（北京）、日本（札幌）、韓国（ソウル）にて開催された。平成16年7月の札幌会合にて 技術開発・評価（WG1）、人材育成（WG2）、標準化・認証研究（WG3）の3つのワーキンググループの設置が決定され、各々の活動を行っている。第4回フォーラムについては、平成18年4月に中国での開催が予定されている。

(参考) 北東アジアOSS推進フォーラムの事業活動について

(a) 技術開発・評価（WG1）

日中韓との技術開発・評価項目の検討を推進し、年度内にWeb等を通じてワールドワイドに発信していく。特に、サーバのOSSベンチマーク評価について、日中韓で結果を共有するとともに、協力開発の対象と方法の議論を継続して行う。

(b) 人材育成（WG2）

OSS開発の振興を図ることを目的に、OSSの教育と研修に関する調査の枠組みを明確にするとともに、

¹ クロスプラットフォーム化：特定機種に依存せず、さまざまなOS間で互換性を持つソフトウェアや技術のこと。

OSS開発への貢献者の増加を図る。

また、日中韓それぞれの表彰制度等により選出されたOSS開発者に対して、北東アジアOSS推進フォーラム開催期間中に表彰を行うことを検討する。なお、日本からの表彰対象者は、平成17年度日本OSS貢献者賞受賞者を予定している。

(c) 標準化・認証研究 (WG3)

入力メソッド機能要件の検討を継続して実施し、平成18年6月までに機能要件の抽出を終了し、12月末までにドラフトの完成を目指す。その際、FSG (Free Standards Group)、ISO(International Organization for Standardization)/IEC (International Electrotechnical Commission) への技術報告書の提出を念頭において検討を行う。

2. ソフトウェア開発分野

(2-1) ソフトウェア開発支援

(2-1-1) ソフトウェア開発支援

) ソフトウェア新戦略

ソフトウェア開発に関する事業について、抜本の見直しを行い、その結果に基づき、注力する分野を絞り込み、より社会的、産業的に広範に要請される分野に重点化を図る。事業実施にあたっては、「応用ソフトウェア審議委員会」、「オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業審議委員会」等、テーマに応じた審議委員会を開催し、テーマ設定、開発統括責任者選定、採択企業等の審議を行う。

また、必要に応じ、専門家（臨時委員）を加えた委員構成とする。

(1) 社会的要請に応えたソフトウェアの開発

社会的要請の高い、公共財的なテーマの設定を行い公募につなげる。

(2) 公共財としてのデータベース構築

社会的ニーズの高い情報に関するデータベースの開発をすすめる。

（なお、データベースの構築に当たっては、ハードウェアの調達仕様の妥当性についての評価を行う。）

(3) ソフトウェア開発技法の確立・普及等のために必要なツールの開発

以下の「ソフトウェア開発技法普及ツール開発事業」を開始するとともに、新たなテーマについて開発を推進する。

ソフトウェア開発プロジェクト可視化ツールのパッケージ化（EPM¹ツール）
定量データを基にしたプロジェクト診断ツールの開発（仮称） 等

(4) デスバレー克服のためのソフトウェア事業化支援の強化

事業化支援総合パッケージの運用の充実を図る。

（例：パンフレットの作成、開発成果の当機構における試用、事業化情報交換会、アドバイザの見える化、未踏事業における2年継続案件のうち、「実用化可能性重視型」に対する事業化支援 等）

) 従来からのソフトウェア開発支援事業

(1) 新たな支援スキームとして、「ソフトウェア未来技術研究会」での検討を踏まえたテーマ設定や産学連携プロジェクトに対する支援等について検討を行う。

) 既存プロジェクトについてのフォローアップ

独立行政法人移行後のソフトウェア開発支援プロジェクトを中心としてフォローアップを行う。また、その結果を事業に反映させる（PDCAサイクル）。

¹ EPM: Empirical Project Monitor

- (1) Face to Faceによる面談・ヒアリングを進め、開発企業のニーズを踏まえた、きめ細かな支援を継続する。
- (2) 今後ともフォローアップについては継続的に実施する。

) 他部門との連携強化とそれによるシナジー効果の発揮

- (1) 「ソフトウェア未来技術研究会」を踏まえた開発テーマの選定やSECの成果普及のためのツール開発及びセキュリティツール開発についての公募を推進する。
また、SECや情報処理技術者試験センターの情報網を活用し、大学等に対する未踏公募説明会の周知を行い、参加申込者の拡大を図る。
- (2) ソフトウェア開発部門と金融推進部門の統合による組織改革の効果の顕在化を図る。(例：公募説明会における地元金融機関ルートの活用、ソフトウェア開発支援応募企業の財務審査、債務保証制度申請案件の技術審査の充実・効率向上)

(2 - 1 - 2) 事業化のための新たな支援

) アドバイザチームによる事業化支援の強化

過去から現在までに当機構が支援した開発者・開発企業が抱える起業・事業化の様々な問題を解決するアドバイザチームを平成17年度に創設した。平成18年度においては、制度の周知と事業化支援を強化し、以下の施策を実施する。

- (1) アドバイザの写真、コメントを記載した小冊子の配布により、アドバイザのプロフィールを分かりやすく周知する(アドバイザの見える化)
- (2) PMに対し、PM等連絡会等において、アドバイザ制度の活用をPRする。
- (3) 当機構がこれまでに支援してきた開発者とのFace to Faceでの面談を推進し、開発者のニーズに応じてアドバイザ等と連携して対応する。
- (4) 未踏ソフトウェア創造事業において、2年目の継続案件につき「開発重視型」と「実用化可能性重視型」に分類。「実用化可能性重視型」について、より実効性を高めるためにPMの指導とともに商品開発専門家(アドバイザ)のアドバイスも実施する。

) ソフトウェア開発者に対するインセンティブの向上

- (1) 当機構事業を通じ、最先端の情報技術において、優れた開発活動・普及活動を行った、今まさに、次代を切り開く「旬」となっている個人やグループの功績を称えることにより、これらの成果や諸活動を広く社会に発信する第2回「IPA賞」の表彰式を、平成18年5月に開催されるIPAX 2006にて実施する。
また、第3回「IPA賞」の実施に向けた準備を行う。

- (2) ソフトウェア・プロダクトの開発意欲を高め、多くの良質なソフトウェア・プロダクトの供給を促進するため、「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー 2006」を実施する。
また、「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー 2005」受賞者に対するインセンティブとして、平成18年5月に開催されるIPAX 2006において当該ソフトウェア・プロダクトの紹介の場を無償で提供する。
- (3) スーパークリエイータの認定証授与式、IPAXにおける成果発表の場の提供、当機構ホームページにおける「スーパークリエイータ開発成果の近況等」の掲載により、スーパークリエイータのインセンティブを高める。
- (4) 当機構のパンフレットやPRビデオにおいて、各種事業の成果例を掲載する。
また、「日本の技、日本の匠」に続く成果事例集「柔の力、剛の技」を平成18年4月に発刊する(7,000部)。

) 事業成果のPR

開発成果発表の場を積極的に設け、事業成果等を対外的にPRする。

- (1) IPAX 2006、IPA Forum 2006等において事業成果のPRを行う。
- (2) 平成17年度に引き続き、(社)日本コンピュータシステム販売店協会と連携し、開発成果の発表をすすめる(平成18年6月と11月予定)。
また、(社)日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会(JPSA)主催の「ビジネスアライアンス研究会」において、JPSA会員向けに当機構の成果の紹介を行う(平成18年4月予定)。
- (3) ソフトウェア開発支援の各事業について、開発成果等を分かりやすく簡潔にとりまとめた「開発テーマ一覧」を刷新し、公募説明会来場者、マスコミ、(社)日本コンピュータシステム販売店協会等に広く配布し、対外PRに努める。
また、併せてアドバイザーチーム制度、債務保証事業等のPRに努める。
- (4) 当機構金融推進グループと連携し、「事業化情報交換会」を開催し、政府系金融機関等の紹介を引き続き実施する。
- (5) 一般の利用者が当機構のホームページ掲載の成果情報にアクセスする際に検索しやすくするため、有識者からなる委員会「検索システム・IPAサーチ検討委員会」において、操作性のよい検索システム「IPAサーチ(仮称)」の構築に向けた検討を行う。

(2-1-3) ビジネスグリッド・コンピューティングの推進

ビジネスグリッドコンピューティングプロジェクトは、ビジネス分野におけるグリッドコンピューティング技術等を将来の重要なインフラ技術と位置付け、各種技術的課題の克服に向けて取り組むとともに、開発する仕様等を国際的な標準化活動の場に提

示し、国際標準の獲得を目指す事業である（平成17年度にて3ヶ年計画が終了）。
当機構は事務局として、ビジネスグリッド推進委員会の開催や、各種とりまとめを推進してきた。

今後については、ベンダ、ユーザ等による新コンソーシアムの結成を受け、開発成果の普及及び標準化の活動を支援する。

（参考：新コンソーシアムには、利用技術WG、標準化WG及び普及広報WGが設置される予定）

）目標達成状況の調査

(1) 同事業が、当初の目標を達成しているかどうかにつき、シンクタンクを公募で選定し、以下の項目について調査を実施する。

開発成果に関して、当初の目標や評価軸の観点からの評価はどうか。

事業化に結びつく成果となっているか。

国際標準化の観点から目標を達成しているか。

）普及のための広報活動

プロジェクト開発成果の普及のため、PRを継続的に実施する。

(1) 開発成果を、以下の展示会に出展する。

Grid World 2006（東京国際フォーラム）：5月10日～5月11日

IPAX 2006（東京ビッグサイト）：5月17日～5月19日

IPAX 2006において、普及の為の説明会を実施する。

(2) 平成17年度に開発した「デモ用プログラム」をダウンロードできる仕組みも含め、本事業の成果をさらにPRするために、ホームページのリニューアルを実施する。

(3) 開発成果を広く普及する目的で、各種団体向けに普及説明会を開催する。

(2 - 1 - 4) 先端的・独創的なソフトウェア開発等の支援

）次世代ソフトウェア開発事業

(1) 引き続き専門的知見を有するPM・開発統括責任者を積極的に活用し、チャレンジングなプロジェクトに取り組み、3～5年後に実用化される技術の開発を行う。

平成18年度も、引き続き、「提案型公募」及び「テーマ型公募」を実施する。

(2) 次世代ソフトウェア開発事業の活動、成果等を踏まえ、新たな支援スキームの検討を行う。

< 新支援スキームの検討項目 >

テーマ型への転換（「ソフトウェア未来技術研究会」の検討を踏まえたテーマ設定）

産学連携プロジェクトに対する支援

- (3) テーマ型公募による「医学医療知識共有化システムの開発」について、根東 開発統括責任者（東北大学大学院医学系研究科医学情報学分野 教授）のもと、平成17年度の実証実験結果を踏まえ、システムの高度化と実用化を実現するための機能拡張（認証、課金、著作権、会員情報等の管理機能等）を実施するとともに、コンテンツの充実（小児救急に関するコンテンツ等の追加）を図る。
- (4) 平成18年度提案型公募においては、新たに重点分野を「次世代ネットワーク分野」に絞り込み、さらに対象テーマ分野を「次世代アプリケーションの開発」「次世代ネットワーク基盤技術の開発」「次世代セキュリティ技術の開発」とし、2PM体制のもとで、応募案件を厳選し、開発支援を行う。
- (5) 開発成果のフォローアップ調査（論文数、特許数、ライセンス供与数、販売金額等）を実施する。また、調査結果は、当機構のソフトウェア開発支援事業の改善に反映させる（PDCAサイクル）。

）IT利活用促進ソフトウェア開発事業

- (1) より効率的なIT化の促進に向けた新しいソフトウェア開発の支援策である「ソフトウェア新戦略」の策定に伴い、新規の公募は実施しないこととした。
- (2) 既存採択案件について、継続して、開発プロセスの進捗管理及び中小企業に対しての事業化に向けての指導・助言を行う。

採択案件の開発進捗管理

平成17年度採択案件について、専門委員と共同で、開発段階での進捗管理を定期的実施する。

採択案件の事業化支援

専門委員と共同で、採択案件について、事業化に向けての状況確認、指導助言を定期的実施する。

合わせて、専門委員会定例会を開催し（年4回程度予定）各案件の販売状況を確認する。

なお、平成17年度に採択した案件の内、平成18年度に開発終了する案件について、事業化支援を希望する中小企業に対し、開発終了時に再度事業性評価を行い、事業化を支援する。

事業化の促進

開発を終了した全ての既存採択案件について、希望する企業に対し、中小企業投資育成会社、政府系金融機関、ベンチャーキャピタリスト等への紹介を行い、事業化を促進する。

- (3) 本事業新規公募終了に伴い、専門委員の活動、報酬について変更する。

)戦略ソフトウェア開発事業[マッチングファンド型ソフトウェア開発・普及事業]

- (1)事前相談の激減、過去の申請者に対するアンケート・ヒアリング結果等を踏まえ、新規の受付を中止した。
- また、既存採択案件に対する普及支援は、各開発企業にヒアリングを行った結果、平成18年度以降実施しない。
- 既存採択案件の普及状況のモニターは継続して実施し、適切な資金回収を図る。

)ソフトウェア開発支援のための専門家の活用

- (1)「IT新改革戦略」等の政府のIT戦略の動向及び「産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会」における議論を踏まえ、新たなテーマのもと、産学官の専門家から構成される「ソフトウェア未来技術研究会」を開催する。同研究会で当機構の重点的に取り組むべきテーマ(社会基盤ソフトウェア等)を抽出し、内外の情報を収集した上で、技術ロードマップ等を作成し、事業への反映を行う。
- なお、同研究会については、平成18年6月までに本年度の活動を開始し、パブリックコメントを踏まえた結論を年内に出すことを目標とする。
- また、「産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会」において、当機構として取り組むべき課題が示された場合、上記研究会を活用し、速やかにその課題の具体化、精緻化を図ることとする。
- (2)平成17年度事業につき、引き続き審議委員会による評価を求め、その結果を事業運営に反映させる。

(2-2) 様々なステージに応じたITベンチャー支援(中小ITベンチャー支援事業)

- (1)優れた技術を有する中小ITベンチャーを新たに発掘し、開発から事業化に至るまで一貫した支援をPMとともに適切に実施する。
- (2)PMとともに書面審査及びヒアリング審査を実施し、審議委員会を経て、優れた技術シーズを有するベンチャー企業の案件を採択し、開発から事業化に至るまで一貫した支援を実施する。
- ・月1回の開発企業との進捗会議を継続して実施する。
 - ・月1回のPM定例会議を継続して開催し、案件毎の状況把握を実施する。
- (3)ソフトウェア事業化支援の強化
- ソフトウェア新戦略の一環として、「デスバレー克服のためのソフトウェア事業化支援の強化」を図る。
- 「アドバイザーの見える化」を通じて、アドバイザーチーム活用の促進を図る。
- 当機構金融推進グループと連携し、引き続き「事業化情報交換会」を開催し、政府系金融機関等の紹介を実施する。
- (社)日本コンピュータシステム販売店協会会員に対するプレゼンテーション

の実施により、採択案件の紹介、商談の場の提供等を引き続き行う（年2回予定）。

成果を判りやすく説明した「開発テーマ一覧」に、平成18年度採択案件を追加し、PR用資料として活用を図る。

（社）日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会（JPSA）主催の「ビジネスアライアンス研究会」において、JPSA会員向けに当機構の成果の紹介を行う（平成18年4月予定）。

（4）当機構事業の受託者を対象に、「事業化情報交換会」等の開催を通じて、事業化に必要な情報の提供や、ベンチャーキャピタリスト・各種専門家との「出会いの場」の設定によるマッチングを実施する。「事業化情報交換会」は、半期に一度開催する。

（5）中小ITベンチャー企業向けホームページの内容の充実を図る。具体的には中小ITベンチャー企業向けの公的支援制度（補助金、税制等）の紹介や関連諸機関とのリンク、中小ITベンチャー企業の成果に係る情報を充実させる。

（6）テストベッドの活用

引き続きPR活動を行いつつ、開発段階及びプログラム検収での利用促進を図る。ソフトウェア新戦略「デスバレー克服のためのソフトウェア事業化支援の強化」として、事業化支援総合パッケージの一環としてPRを促進する。

（2 - 3）債務保証事業

（2 - 3 - 1）地域金融機関との連携の強化

（1）平成17年度に引き続き、ソフトウェアに関する技術的審査を充実し、担保資産に乏しい中小企業等に対する支援を実施する。

また、債務保証制度の利用に関し、中小企業等の利便性向上を図るため、大手信用金庫を中心に約定書締結や約定書締結済の金融機関との保証融資取り扱いの開始・拡充を推進する。具体的には、情報産業の集積地に所在する金融機関に対し、重点的に約定書の締結交渉を行う（3信用金庫）。

（2）新たな融資金融機関との間で、提携ローン商品の開発や当機構業務全般を視野にいたった包括的な連携を推進する。（8銀行との間で、共同で開発する提携ローン商品に関する交渉を行う予定。）

（3）既提携先の融資金融機関における保証融資の拡充を図る。

（2 - 3 - 2）債務保証制度利用者の利便性の向上

（1）中小企業等の利用拡大を図るため、債務保証制度に関する広報を積極的に推進する。

債務保証制度の活用に結びつけるため、金融機関の営業担当向けの制度説明会

や研修を平均月1回以上実施するとともに、金融機関と協調して、業界団体向け勧奨を行う等の推進策を実施する。

金融機関営業担当者からのヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、申請書類の量、内容及び項目について簡素化を図る（平成18年4～6月）。

新技術債務保証先を中心とする有望な企業については、企業の承諾を得た上で積極的にホームページで紹介を行う。これにより、企業の成長を支援するとともに、併せて債務保証制度をPRする。

- (2) 一般ユーザ企業のIT利活用のため、積極的な債務保証制度に関する情報の提供に努めるとともに、利便性を向上させる。

一般ユーザ企業向けの申請書類を書きやすいよう簡素化する。

債務保証を推進するため、企業会計に合わせて保証期間の見直し（3年を5年）を検討する。

中小企業のソフトウェア減税のパンフレットの作成・配布を行う。

平成18年度において全国50ヶ所程度で開催を予定する経営者研修会活動との連携を図る（債務保証制度に関するパンフレットの配布及び説明を通じたPRの実施）。

- (3) 利用者（企業、金融機関）の裾野を拡大するため、平成17年度に創設した「事前相談制度」を積極的にPRする。

- (4) 利用企業のニーズに応えるため、審査水準を維持しつつ、審査期間の短縮に努め、平成18年度中に平均20日未満とする。このため、以下のことを実施する。

情報産業に特化した有限責任中間法人CRD協会のクレジットスコアリングモデルを第一次審査へ活用することにより、審査の効率化・重点化を実施する。

当機構ソフトウェア開発推進グループとの連携の強化により、技術面や市場性の審査の充実を図る。

- (5) 顧客満足度調査及び100者ヒアリングを実施し、制度及びその運用についての要望や意見を聴取し、その結果を制度や運営の改善に反映する。

- (6) 保証融資制度を活用することにより、業界団体との連携を深め、開発資金や事業化資金の調達に苦しむ中小・ベンチャー企業の資金調達を支援する。

- (7) 地域金融機関と連携してITコーディネータ提携ローンの開発・普及を行う。

(2-3-3) 債務保証制度の健全性の確保

- (1) 審査力の強化により債務保証実績を大幅に拡大しつつ不良債権の発生を抑え、代位弁済の期中平均を4%以下に維持し、債務保証業務に係る損益計算に基づき収支均衡を図る。

- (2) 保証先の資金の使用用途報告の提出、保証先の決算書類の定期的提出を徹底する。

- (3) 開発状況に合わせた分割保証や開発資金の回収期間等を考慮に入れた保証応諾期間の弾力的運営を実施することにより円滑な事業運営を図る。

(2 - 3 - 4) 担保価値の評価手法

- (1) 平成17年度に公表したソフトウェア開発企業の担保力を評価するシステムを平成18年度より、技術評価、財務評価を補完する審査ツールとして活用する。

3. 情報セキュリティ対策強化

(3-1) ウイルス・不正アクセス対策

(3-1-1) ウイルス・不正アクセス対策

- (1) ウイルス・不正アクセスに関する届出の受付を継続して実施する。特に近年増加している相談に対応するため、相談業務における体制を強化する等必要な対策をとる。また、これらの届出状況を定期的にプレス発表やホームページで公開し、注意を呼びかける。
- (2) 悪意のあるボット等インターネット上の新たな脅威に対処すべく、最新情報を収集・分析し、被害を未然に防止するための情報提供等を行う。その際、特に内容をユーザの視点に立って記述したものとす等、一層の充実を図る。
「ウイルス対策のしおり」、「ボット対策のしおり」、「スパイウェア対策のしおり」等資料の内容を適宜見直すとともに、新たに脅威に対し注意を促す資料を追加する。
情報提供のサービス向上のため、ウイルスデータベースの内容拡充等を検討し、その結果を踏まえ必要な対策を実施する。
甚大な被害を及ぼす恐れのある新型ウイルスや悪質な不正アクセス手法の発生時には、被害の拡大を未然に防ぐべく、ウイルスの動作情報や不正アクセス手法及びそれらに対する対策の情報等を「緊急対策情報」として、迅速にホームページ上で公開する等により、注意喚起を促す。
- (3) コンピュータウイルス被害状況を把握するため、被害額算出モデルについて、平成17年度に実施した同モデルの精度向上のための検討の結果等を踏まえ、必要な見直しを実施する。
- (4) 平成17年度から実施したウイルス対策ベンダとの定期連絡会を引き続き開催し、共同で実施する活動の強化(例：緊急時対応マニュアルによる演習等)等を行う。また、共同で実施する活動に参加する者の拡大に努める。さらに、これらのウイルス対策ベンダ以外の情報セキュリティ対策ベンダも含めた「情報セキュリティ対策懇談会」を開催(第1回 平成18年3月15日)し、情報セキュリティ対策関連の取り組みに関し意見交換を行っていく。
- (5) 海外への情報発信として、引き続き英語版レポートを作成し、ホームページで公表する。

(3-1-2) インターネット定点観測システム

- (1) インターネット定点観測システムを引き続き運用し、インターネットの状況を観測する。また、得られた観測データの集計・分析結果をセキュリティ予防情報として広く提供する。さらに、これらの集計・分析結果をJPCERT/CC(Japan Computer Emergency Response Team/Coordination Center) 等、観測を行っている他機関との情報交換により補完しつつ、緊急性の判断等に活用する。

- (2) 科学技術振興調整費（文部科学省）の「重要課題解決型研究等の推進」枠で採択された研究テーマ「セキュリティ情報の分析と共有システムの開発」のサブテーマ「異常検知技術の開発」として、新たな方式によるインターネット観測システム（TCPポートへのアクセス状況を収集し、属性情報の変動に基づいて、異常なイベントを検出する方式）に関する研究を実施しているところである（平成16年度からの3ヶ年プロジェクト）。平成18年度においては、当該研究結果を踏まえた本格運用の実現にむけた検討及び準備を行う。

(3 - 2) 情報セキュリティの脆弱性に関する検証・解析等

(3 - 2 - 1) 脆弱性関連情報に関する届出制度の充実

- (1) 「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」における検討結果である組込みシステムにおける脆弱性対策の手引きを活用して、情報家電等についても脆弱性の危険が存在することを認識し、理解を深めてもらうために、組込みソフトウェアに関係している企業や開発者等に働きかけを行う。
また、脆弱性対策を進めるために、オープンソースコミュニティへアプローチする等、必要な対策を実施する。
- (2) 平成17年における脆弱性等を突いた情報セキュリティの10大脅威をまとめた資料「情報セキュリティ白書2006年版」を講演会等で配布する等脆弱性削減のための普及啓発を行うとともに、「情報セキュリティ白書2007年版」を取りまとめる。
- (3) 脆弱性をつく攻撃から情報システムを守るため、脆弱性関連情報の届出受付及び脆弱性の分析（再現性検証・解析）の業務を実施するとともに、四半期毎に状況をまとめ公表する。また、分析結果や最新の動向を踏まえ、脆弱性軽減のため、好評を得ている資料である「安全なウェブサイトの作り方」の2006年度版等を作成する等、脆弱性関連情報の発信を充実させる。
さらに、海外への情報発信として四半期毎に公表する上記資料の英語版レポートを作成し、ホームページで公表する。
- (4) 脆弱性情報の取り扱いの取り組みの充実を図るため、JPCERT/CCと協力しつつ、重要インフラに関わる企業との意見交換を実施する。
また、ソフトウェア等の開発者自らの製品等の脆弱性情報を発信しやすくするための取り組みを行う。
- (5) 科学技術振興調整費（文部科学省）の「重要課題解決型研究等の推進」枠で採択された研究テーマ「セキュリティ情報の分析と共有システムの開発」等について、プロジェクトの最終年度として、研究を完成させる。
- (6) 平成17年度に立ち上げた「バイオメトリクスセキュリティ評価研究会」を引き続き開催し、バイオメトリクス技術がより安全に利用されるよう、セキュリティ評価技術やバイオメトリクス製品に関するデータベースのコンテンツに関する調査

研究等に取り組む。

(3-3) 情報セキュリティ評価・認証

(3-3-1) 情報セキュリティ評価・認証制度の一層の普及

(1) コモンクライテリア (CC : Common Criteria) Ver.3の運用を7月に開始するとともに、制度の効率化を図る。

CC Ver.3によるST (Security Target) モデルの開発を行う。また、CC Ver.3.1の規格化及び日本語版の公開を行う。

CCの制度普及、技術者育成のため、一般向け及び技術者向けの講座(CC Ver.3、評価方法解説ガイダンス等)を開催し、情報セキュリティ評価・認証制度の一層の普及啓発を促進する。

情報セキュリティ評価・認証制度運用の改善を進め、評価プロセスの効率化を促進するとともに認証書発行までにかかる期間を短縮する[平成17年度は評価報告書受領後、認証書発行まで80日以内であった目標を、平成18年度は40日以内を目標とする(ただし、開発者、評価者の問題対処期間を除く)]

上記制度運用改善を踏まえ、以下の委員会等を適切に運営する。

- ・セキュリティ評価・認証制度推進者会議(CCWG : Common Criteria Working Group)
- ・運営委員会
- ・評定委員会
- ・技術委員会

(2) 情報セキュリティに係る評価・認証を円滑に実施し、IT製品及びシステム等の安全性・信頼性の向上に貢献するため、政府が実施する関連施策の情報と併せた広報を経済産業省及び評価機関と協力して実施する。また、政府調達者等への助言のみならず、ベンダ等に対し制度運用の改善状況の説明を行う等により、情報セキュリティ評価・認証制度の利用を推進する。

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に情報セキュリティ評価・認証制度が位置付けられたことを受け、政府機関の調達者がセキュリティ要求仕様を的確に調達仕様書に反映するための資料を普及啓発に活用する。

情報システムに使用される代表的な機器及びソフトウェアを例にとって調査し、地方自治体や独立行政法人が、セキュリティ要求仕様を的確に調達仕様書に反映できるようにするためのガイドラインを作成する。

(3) 認証取得製品の拡大のため、基盤となるIT製品の認証取得を促す。

また、情報システムについても認証やST確認の取得が進むよう、センター内に結成した普及グループを活用して普及・支援活動を強化する。さらに、年度当初に認証品目・件数の見通しをたて、計画的に認証業務を遂行する。

(3 - 3 - 2) 国際機関との連携

- (1) 国際的な相互承認体制「CC承認アレンジメント(CCRA:Common Criteria Recognition Arrangement)」の運営を統括する最上位の委員会である管理委員会 (Management Committee)及び下位の委員会等において、参加各国と協力しCCの適用推進を図る。また、評価基準開発・改訂作業に積極的に参画し、参加各国と制度面、技術面での円滑な連携及び国際貢献を図る。
- (2) ICCC (International Common Criteria Conference) 会議への出席等を通じて情報セキュリティ評価に関する技術、国際的な動向等の調査研究を実施する。[ICCC 2005は日本で開催 (平成17年9月) ICCC 2006はスペインで開催予定 (平成18年9月予定)]

(3 - 4) 暗号技術の調査・評価

(3 - 4 - 1) 暗号モジュール試験・認証制度 (JCMVP) の立ち上げ

- (1) 平成19年4月に予定される暗号モジュール試験・認証制度 (JCMVP¹) の本格的開始に向け、ISO/IEC 19790 (Security Requirements for Cryptographic Modules) 等に基づき、暗号モジュール試験・認証の試行を早期に開始する。
- (2) 暗号モジュール試験・認証の試行結果を反映し、暗号アルゴリズム検証ツール及び暗号モジュール試験報告書作成ツールの必要なバージョンアップを行う。
- (3) CRYPTREC (Cryptography Research and Evaluation Committees) 暗号モジュール委員会においてISO/IEC 19790対応の暗号モジュール試験要件 (IS 24759: Test Requirements for Cryptographic Modules) 及びFIPS² 140-3 (Security Requirements for Cryptographic Modules) の検討を進めるべく、適切な事務局運営を行う。

(3 - 4 - 2) 暗号技術に関する監視活動

- (1) CRYPTREC監視委員会活動の一環として、暗号関連の主要な国際会議に参加する等により、電子政府推奨暗号の安全性を継続的に確認する。さらに、平成20年度に予定されている電子政府推奨暗号リストの改訂に向け、改訂内容の検討に着手する。このため暗号技術監視委員会の事務局を円滑に運営する。
- (2) 暗号関係で専用に利用できる並列コンピュータを活用し、ハッシュ関数に対する攻撃法のソフトウェアの有効性についての研究調査を継続して実施する。また、他の攻撃手法、量子暗号の技術動向等新たな調査研究を実施する。さらに、ハッシュ関数に関する攻撃手法研究の成果を国際学会等に投稿する。

¹ JCMVP : Japan Cryptographic Module Validation Program

² FIPS : Federal Information Processing Standard (米国連邦情報処理規格)

- (3) 暗号の監視活動に関連して、暗号が危殆化した場合の影響等について調査し、どのような対策を取るべきかについて、制度面及び技術面の対策実施計画を立案する。
- (4) 平成17年度から開始した米国標準技術研究所(NIST¹)セキュリティ関連文書(SP²800シリーズ等)を国内へ普及させるための翻訳プロジェクトを継続する。特に、暗号技術の利用促進を目標に、SP800-21(Guideline for Implementing Cryptography in the Federal Government)を暗号実装ガイドラインの検討に活用する。

(3-4-3) ISO/IEC SC27(情報セキュリティ技術)への取り組み

- (1) 暗号アルゴリズム等の標準化を行うISO/IEC³ SC27(情報セキュリティ技術)WG2において、当機構研究員が、コンビナーである苗村教授(情報セキュリティ大学院大学)を補佐して引き続き事務局を務めるとともに、デジタル署名プロジェクトのエディターとして、国際標準化活動に貢献する。
- (2) 我が国としての意見を規格に反映するため、ISO/IEC SC27で審議されている暗号モジュールの評価基準等に関する定期会合等の国際標準化活動に積極的に参加する。

(3-4-4) 国際機関との連携

- (1) 米国標準技術研究所(NIST)との定期協議及び暗号技術の利用促進のためセキュリティ関連文書(SP800シリーズ等)の国内普及を実施する。
暗号技術(ハッシュの危殆化対策等) CMVP(Cryptographic Module Validation Program)等について意見交換を行う。
暗号技術の利用促進を目標に、SP800-21(Guideline for Implementing Cryptography in the Federal Government)を暗号実装ガイドラインの検討に活用する。
- (2) 暗号の専門機関との連携、相互協力等を推進するため、英国ロンドン大学ロイヤルハロウェイ校等と共同研究を実施する。
- (3) CRYPTREC監視委員会活動の一環として、暗号関連の主要な国際会議(CRYPTO、Eurocrypt、Asiacrypt等)に参加する等して、電子政府推奨暗号の安全性を継続的に確認する。

¹ NIST: National Institute of Standards and Technology

² SP: Special Publications

³ ISO/IEC: 国際標準化機構(International Organization for Standardization) /国際電気標準会議(International Electrotechnical Commission)

(3 - 5) 国際機関との連携 (情報セキュリティ全般)

- (1) I-4 (International Information Integrity Institute) Virus Bulletin、AVAR (Association of anti Virus Asia Researchers) 等の国際会議に参画し、情報セキュリティに関する情報を効率的に収集する。
また、これらの場において、情報セキュリティに関する我が国の状況についての調査研究成果を投稿する。
- (2) 韓国情報保護振興院 (KISA : Korea Information Security Agency) との定例会議を実施し、KISA設立10周年記念事業への協力及び共同研究の実施等、さらなる相互協力を推進する。特に、情報セキュリティに関する標語を小中高から募集し、IPAX等の普及事業で活用するとともに、受賞作品をKISAに送付し、6月から韓国内でKISAが実施する同様の事業で活用してもらう。一方、KISA側で受賞した作品は我が国でも普及事業の中で日本の標語と同様に紹介する等、両国の共同事業を行う。
- (3) 国際的民間協議会GBDe (電子商取引に関する世界ビジネス会議) のワーキンググループの一つ (Cyber Security Issue Group) に当機構理事長がリーダーとして参加し貢献する。
- (4) 独国フラウンホーファ協会 SIT研究所等の専門機関との連携を推進する。

(3 - 6) 情報セキュリティに関する調査・開発等

- (1) 情報セキュリティ技術等の向上に貢献するため、社会的要請を踏まえつつ、以下の技術開発及びその評価、並びに調査等を実施する。
 - ソースコードを評価する取り組み、IC・IDカードの相互運用可能性向上に係る基礎調査等の組込みシステムのセキュリティ対策調査
 - 平成20年3月に導入が想定される日本版SOX法対応のITセキュリティ製品に対するセキュリティ要件の調査
 - 平成17年度情報技術動向研究会の成果に基づく「ICカードシステムの脅威と対策に関するセキュリティマップ (仮称) 」の作成 等
- (2) 科学技術振興調整費 (文部科学省) の「重要課題解決型研究等の推進」枠で採択され実施している研究テーマ「セキュリティ情報の分析と共有システムの開発」について国内の産官学機関と連携し、研究の成果を取りまとめる。
さらに、産業技術総合研究所との連携を強化する。

(3 - 7) 国民に対する情報提供

(3 - 7 - 1) セミナー受講者の満足度の向上

- (1) 毎年開催し、好評を得ているセキュリティセミナーの提携・共催相手の拡充を図るとともに、平成18年度から通年実施可能な体制を整備し、全国20ヶ所 (前年度は16ヶ所) を目標として開催する。

また、平成18年度は、前年度の 基礎、 マネジメント、 情報セキュリティ対策技術の3コースを拡充して次の4コースとする。

<コース（予定）>

- ・基礎コース
- ・マネジメントコース
- ・技術コース（入門）
- ・技術コース（専門） 従来は、情報化月間（10月）からスタート。

(2) 中小企業の情報セキュリティに関する情報のニーズを踏まえた中小企業向けコンテンツを作成し、セキュリティセミナー等で活用する。

(3) 情報の受け手である利用者の環境・立場（企業のシステム担当者、中小企業者、家庭での利用者）等を考慮し、必要な情報を分かりやすく発信する。

また、セキュリティセンターから発信される情報を広く全国に普及することを目指し、地方における協力体制を築くため、日本商工会議所及び各地商工会議所、並びに（社）日本コンピュータシステム販売店協会（JCSSA）等へのアプローチを行う。

(3 - 7 - 2) セキュリティ対策に関する情報の発信

(1) 当機構ホームページで公開している自社の情報セキュリティレベルを自己評価するツールである情報セキュリティ対策ベンチマークシステムについて、全国20ヶ所で開催を目標とするセキュリティセミナーでPRするのみならず、中小企業診断士等を対象とした研修会を開催する等により、その利用普及を図る。

(2) 好評を得ている「情報セキュリティ読本」を最新の状況を踏まえ更新する。

さらに、高等教育機関等が利用できる人材育成コンテンツ（「情報セキュリティ教本」）の作成を行う。

(3) ウイルス・不正アクセスの対策等夜間・休日のオペレータ不在時にも簡易な問い合わせに対応できる「問い合わせ対応システム（電話等による問い合わせに対して自動応答する仕組み）」の応答内容を充実させ運用するとともに、必要に応じ問い合わせ、相談対応の強化を図る。

(4) 社会で問題となっている事象等について速やかに対応策や注意事項を示す等、提供情報におけるコンテンツの魅力を高めるため、ホームページの改訂作業を進める。

また、JEITA（Japan Electronics and Information Technology Industries Association）等と連携し、一般ユーザ向けPC等を製造している企業に対して、同ホームページの有益性についてのPRを行う。

(5) セキュリティセンターの活動を広報するために各種パンフレット類及びCD-ROM類等を最新のトピックス等を追記する等見直しを行う。

4. ソフトウェアエンジニアリングの推進

(4-1) ソフトウェア・エンジニアリング・センター (SEC) の体制強化

- (1) SECの体制を継続的に拡充し、また、体制の維持・運営に関する改善を行いつつ、産学の有識者による活動を展開する。
部会、タスクフォース等の委員の拡大及び大学等との連携の強化に加えて、特にSEC成果のユーザとなる業界団体との連携を強化する。
- (2) 情報システムの信頼性向上を図る。
平成18年3月、「産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会」の場において、SECの協力のもと、「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン(案)」が策定されたところである。本年度は、本ガイドラインの普及及びソフトウェアの信頼性の確保を図るための体制整備の検討を行う。
- (3) 第二期3ヶ年計画(平成19年度～21年度)の策定等を行う。
平成18年6月を目途に、第二期の3ヶ年計画(平成19～21年度)の検討を行うため、情報システムの利用者、ソフトウェア工学等の有識者による、「ソフトウェア・エンジニアリング・センター事業推進委員会(仮称)」を設置する。上記委員会における検討も踏まえつつ、第二期3ヶ年計画を立案する。また、第一期のSECの成果についての評価を行う。
- (4) SEC研究員体制の整備を図る。
平成18年10月でSEC設立から2年が経過し、SEC研究員が一斉に出向任期を更改する時期となる。SECの活動に参加する中核企業を拡大するという観点も含め、引き続き研究員の確保を行う。
- (5) 検討体制の整備を図る。
準備段階にある部会を正式部会として発足させる(組込みソフトウェアにおけるユーザビリティの重要性を検討する「利用品質部会」)。
部会の運営については、各々の重要性等を踏まえて、適正な整理を行う。

(4-2) 広報普及活動

- (1) SECの活動成果を広く一般社会、産業界及び政府に提供し、分かりやすくPRするため、展示会や成果発表会の実施、定期刊行物の発行、個別説明等を行うとともに、より骨太な普及啓発活動を実施する。政府調達や開発支援にSECの成果を提供し、加速的に産業界へ浸透を図る。
また、ホームページ、メルマガ、技術雑誌等への寄稿等により、SECの活動についての情報発信を積極的に行う。
SECjournalを平成17年度に引き続き年間4回程度発行する。
 - ・平成18年 5月 : SECjournal 6号発行(予定)
 - ・平成18年 8月 : SECjournal 7号発行(予定)
 - ・平成18年11月 : SECjournal 8号発行(予定)

・平成19年 2月 : SECjournal 9号発行 (予定)

平成17年度に引き続き、「SECメールマガジン」を発行するとともに、購読者数の増加を図る。(現在の購読登録者数は、約1,500名)

SECの活動を掲載しているホームページに、部会毎にコメントや活動の中間成果物を格納するページを作成することで、より円滑な部会運営を推進する。(なお、アクセス権限は部会メンバーに限定したものとする。)

平成18年6月にSEC Forum 2006を主催し、活動成果を発表するとともに、以下の展示会に出展する。

・「組込み総合技術展 関西」(平成18年5月開催)

・「ソフトウェア開発環境展」及び「組込みシステム開発技術展」
(平成18年6月開催)

・「組込み総合技術展」(平成18年11月開催)

また、セミナー活動を強化するとともに、他組織が主催するイベントにおいて、積極的に講演を実施する。なお、成果発表会、講演活動においては、平成17年度に引き続き、小冊子等の積極的な普及を行う。

以下の国際会議において論文発表を予定する。

・「ICSE¹ 2006」 平成18年5月(上海)

・「PROFES² 2006」 平成18年6月(アムステルダム)

・「ISESE³ 2006」 平成18年9月(リオデジャネイロ)

「プロダクトライン国際会議(SPLC: Software Product Line Conference)」を平成19年度に日本で開催すべく事前準備を実施する。

成果の普及を促進するため、以下の小冊子等を発行するとともに、SECホームページからのダウンロードを可能にする。

<エンタープライズ系ソフト開発力強化>

・「ソフトウェア開発データ白書2006」(仮称)

・「ソフトウェア開発見積りガイド」(仮称)

・「経営者が参画する要求品質の確保(改訂版)」(仮称)

・「プロジェクト見える化手法」(仮称)

<組込み系ソフト開発力強化>

・「コーディング作法活用ガイド」(仮称)

・「組込みソフトウェア開発におけるユーザビリティ技術導入の勧め」(仮称)

・「組込みソフトウェア開発におけるモデリング技術導入の勧め」(仮称)

・「スキル標準概説書 ~ETSS 2006~」(仮称)

教育機関との連携を推進する。

・日本経済団体連合会の提言する「先進的实践教育拠点」構想及び文部科学省

¹ ICSE: International Conference on Software Engineering

² PROFES: Conference on Product Focused Software Process Improvement

³ ISESE: International Symposium on Empirical Software Engineering

- による「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」制度との連携
・大阪大学（エンタプライズ系ソフト開発力強化）、東海大学（組込み系ソフト開発力強化）等への支援

（４－３）各分野での取り組み

（４－３－１）エンタプライズ系ソフト開発力強化

）開発プロジェクトの「見える化」

- （１）プロジェクトの問題を顕在化させ、対応策を講じていくための手法を取りまとめ、「見える化ガイドライン（仮称）」を策定する。

）実践的な見積手法の普及

- （１）電子政府CIO補佐官WGと連携し、政府調達への技術支援を継続する。
また、見積手法のベストプラクティスをもとに、我が国産業界に適した先進的見積手法の普及を行う。

）ソフトウェア開発データの収集と分析

- （１）平成17年度に引き続き、ソフトウェア開発データの収集を行い、定量データベースの拡充を行うとともに、それらを多面的な観点から解析し、分析の高度化を図る。
- （２）「データの読み方と使い方」を公開するとともに、「ソフトウェア開発データ白書2006」を発行するとともに、「ソフトウェア開発データ白書2007」を策定する。
- （３）「定量データを基にしたプロジェクト診断ツール（仮称）」開発のための概念設計及び開発に関し、当機構ソフトウェア開発推進グループへの技術支援を行う。
具体的には、上記（１）のプロジェクト実績データを活用し、開発企業が自社のプロジェクトの生産性・品質のレベルを自己診断できる定量データ分析サービス等について検討を行う。

）開発プロセスの共有化、ユーザとベンダ間の役割分担の明確化

- （１）「プロセス役割ガイドライン（仮称）」を公開するとともに、前年度に引き続き、上流工程の役割分担の詳細化を図る。また、ユーザが係わる中・下流工程での役割分担の明確化に着手する。
- （２）共通フレーム98（SLCP98：Software Life Cycle Process - Japan Common Frame 1998）について改訂版策定に着手する。

）要求工学、設計・開発技術

- （１）要求工学、設計・開発技術の研究においては、企業のソフトウェア開発における要求定義・設計開発の課題及び調査結果に基づき、現状の実践内容の明確化に着手する。

(4 - 3 - 2) 組み込みソフトウェア開発力強化

) エンジニアリング領域

- (1) 組み込みソフトウェアの品質を向上させるため、以下の成果物を策定する。
 - ユーザビリティの重要性を啓発する「利用品質向上ガイドver1.0(仮称)」
 - 設計フェーズの手法を体系化する「設計品質向上ガイド(仮称)」
 - 実装フェーズの「コーディング作法ガイドVer1.0」に続き、実装直前の点検時のための「レビュー・インスペクションガイド(仮称)」
- (2) 組み込みソフトウェア開発の特性を考慮したプロジェクトマネジメント手法を検討し、「開発計画作成ガイドラインver1.0」及び同ガイドラインに関するテンプレートを策定する。
- (3) ハードウェアとのコンカレント開発を前提とした組み込みソフトウェア開発の標準プロセスを検討し、「開発プロセス標準ver1.0」及び「開発プロセス構築ガイド(仮称)」を策定する。
- (4) 東京大学ものづくり経営研究センターとの共同研究を積極的に推進する。
共同研究の第一ステップの最終フェーズとして、表(もの売り)と裏(ものづくり)の競争力を支配するメカニズムを明らかにする。また、それぞれが価格、市場競争力等へ与えるインパクトを組み合わせ及び擦り合わせの観点で分析、整理する。さらに、経営者に理解される形でソフトウェアとその開発組織の重要性を示し、「組み合わせ及び擦り合わせガイドライン(組織編)」を策定する。

) スキル領域

- (1) 組み込みソフトウェア開発技術者の不足、スキルの標準化の遅れ等の課題を解決するため、平成17年度に作成した「組み込みスキル標準2006年度版」を改良・拡張した「組み込みスキル標準2007年度版」を作成する。
- (2) ETSSの実証実験を通して得たベストプラクティスを可能な範囲で公開し、これらを参照することによって業界における第三階層作成を促進、支援する。
- (3) ITスキル標準センター、国内外研究機関・団体等と連携し、国際的な連携の可能性を検討する。
- (4) 組み込み領域でのIT人材育成を推進するため、前年度に引き続き、企業及び団体に対してはSEC成果の普及及び技術的支援を実施するとともに、地方自治体に対しては、教育、啓発等の事業を支援すべく、積極的な活動を展開する。

) 組み込みソフトウェア産業実態調査等

- (1) 「組み込みソフトウェア産業実態調査」については、以下の拡充を行う。
 - 調査項目にOSS及びセキュリティに関する項目を追加
 - 行政の施策等を考慮した設問を強化
 - 共通データベース化を意識した設問の再整理なお、JEITA等他の業界団体における調査との重複を避けるため、共同作業も視野に入れた活動とする。
- (2) 「組み込み関連技術教育実態調査」については、調査対象の変化を捉えるため、引き続き、定点観測として実施する。

(4 - 3 - 3) 先進ソフトウェア開発

- (1)「ソフトウェアエンジニアリング技術研究組合」との連携を継続し、プローブ情報システムの第2期開発に対して、新手法のソースコード分析を行い、プロセス管理、工程管理、ソフトウェア品質の完成度を高める。
- (2)また、このダイナミックなプロジェクト管理の仕組み（例えば、新手法のソースコード分析）を、ベストプラクティスとして、SECjournalや論文を通じて継続的に発信する。
- (3)「ソフトウェア開発プロジェクト可視化ツールのパッケージ化(EPMツール)」について、当機構ソフトウェア開発推進グループに対して、積極的な技術支援を行う。具体的には、ソフトウェア開発における品質、生産性に関する定量的なデータの収集と集積を効率的に行える自動データ収集環境の普及拡大のためのツールを整備する。

(4 - 3 - 4) ソフトウェア信頼性向上に向けた取り組み

- (1)「産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会」において策定された「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン(案)」の活用を図るための新規事業を経済産業省と協力して進める。

(4 - 4) ソフトウェア開発プロセスの改善・評価 (SPI) 手法の普及

- (1)「ISO/IEC 15504¹」(プロセス評価)をベースとするフレームワークを確立し、ソフトウェア開発プロセスの改善を推進するため、プロセス改善モデルの策定方策、ベストプラクティスの収集、プロセス改善への動機付け等について検討を行う。
- (2)米国カーネギーメロン大学ソフトウェアエンジニアリング研究所 (SEI²) とCMMI³の協力関係を継続する。
「CMMI」の改訂スケジュール及び内容等確認のため、引き続き、SEIとの月次電話会議を継続するとともに、より広い海外との交流を図る。
「CMMI 1.2」のモデル及び入門を平成18年度内に翻訳（体制は10名程度）し、利用可能とする。（現在、「CMMI 1.1」）

(4 - 5) 関係機関との連携

- (1)平成17年度においては、独国フラウンホーファ協会 IESE⁴との間において、先進的な見積手法について共同研究を実施してきたが、平成18年度からは、ドイツで

¹ ISO/IEC 15504：プロセス評価を実施するときの要求事項を定めたもの。1993年にISOで検討が開始され、5年後の1998年に発行された。日本では、1999年に発行されている。

² SEI：Software Engineering Institute

³ CMMI：Capability Maturity Model Integration

⁴ IESE：Institute for Experimental Software Engineering

の実例に基づいた、ソフトウェアエンジニアリング導入の効果の評価に関する共同研究に着手する。

(2) 積極的・継続的に国際会議等に参加し、他の海外研究機関との連携強化を推進するとともに、以下の国際会議で論文を発表（予定）する。

「ICSE 2006」 平成18年5月（上海）

「PROFES 2006」 平成18年6月（アムステルダム）

「ISESE 2006」 平成18年9月（リオデジャネイロ）

(3) 「プロダクトライン国際会議（SPLC：Software Product Line Conference）」を平成19年度に日本で開催すべく事前準備を実施する。

5 . 情報技術（IT）人材の育成分野

（5 - 1）ITスキル標準の整備

（5 - 1 - 1）ITスキル標準センター事業推進委員会の設置

- （1）ITスキル標準センターの事業内容を効果的にするため、ITスキル標準改訂委員会に参加している有識者を中心として、「ITスキル標準センター事業推進委員会」を設置する（平成18年6月予定）。本委員会においては、ITスキル標準センターの各種事業に関して、方向性、将来性、必要性等の観点から、事業内容が効果的になるための審議を行う。

（5 - 1 - 2）「ITスキル標準V2（Version 2）」の普及

- （1）平成18年4月1日に、「ITスキル標準V2」を公表する。平成18年度は、この普及のために以下の活動を行う。

ITスキル標準V2の内容を簡潔にまとめた書籍として「ITスキル標準V2概説書」を作成し、冊子として発刊する（平成18年7月発刊予定）。

ITスキル標準V2の構成内容や変更履歴の紹介を含めた活用方法等の解説を行い、さらに「育成・評価ガイドライン」や「研修ガイドライン」を盛り込んだ書籍をガイドブックとして発刊する（平成19年3月発刊予定）。

ITスキル標準V2の英語版を作成する（平成18年7月予定）。

- （2）ITスキル標準の普及・啓発活動の一環として、平成17年11月末に公表した「経営者向けITスキル標準概説書」の読者を拡大するため、平成18年4月に出版・販売する。
- （3）ITスキル標準を活用したプロフェッショナル人材のレベル評価を行うための「育成・評価ガイドライン」を作成し、公開する（平成18年10月公開予定）。
また、本ガイドラインを利用して、大手IT企業1～2社に対して実証実験を行い、本ガイドラインが企業内で活用できることを実証するとともに、ITスキル標準の普及拡大を図るために実証結果を公開する（平成19年3月予定）。
- （4）ITスキル標準に対応した研修であるかについての客観的な基準とするべく、研修の品質の確保を主眼とした「研修ガイドライン」を作成し、公開する（平成18年12月公開予定）。
- （5）普及の遅れている地域については、各地の情報産業協会、地域ソフトウェアセンター等と連携し、導入研究会を立ち上げ、コア企業を中心に導入支援を実施する。

（5 - 1 - 3）プロフェッショナルコミュニティによる人材育成基盤の構築

- （1）平成17年度に引き続き、「ITスキル標準プロフェッショナルコミュニティフォーラム2006」を明治記念館で実施する（平成18年7月7日）。この場において、平成17年度までの活動を報告し、プロフェッショナルコミュニティの存在を社会にアピールする（ITアーキテクト、プロジェクトマネジメント、アプリケーションスペシャリスト、コンサルタント、ITスペシャリスト、オペレーション）。

(2) 既存の6委員会（ITアーキテクト、プロジェクトマネジメント、アプリケーションスペシャリスト、コンサルタント、ITスペシャリスト、オペレーション）について、平成18年度においても、引き続き開催する。

(3) 平成17年度プロフェッショナルコミュニティ委員会の各報告書を当機構ホームページにおいて公開する（平成18年7月）。

ITスキル標準改善提案報告書

対象職種は次の4職種

コンサルタント	プロジェクトマネジメント
ITスペシャリスト	オペレーション

育成ハンドブック

対象職種は次の4職種

コンサルタント	プロジェクトマネジメント
ITスペシャリスト	アプリケーションスペシャリスト

評価ガイドライン

対象職種：アプリケーションスペシャリスト

ITアーキテクト委員会の以下の成果物

- ・ ITアーキテクチャー・メタモデル セマンテック解説書
- ・ ITスキル標準ITアーキテクト解説書
- ・ 参照アーキテクチャー調査報告書

(4) ITスキル標準の継続的改訂のため、整合性が取れているか、矛盾はないか等プロフェッショナルから見てのITスキル標準の精度を高めるための検討を行う。また、この結果をITスキル標準改訂提案として公開する。

ITスキル標準V2（2006年度版）に向けた改訂提案

平成17年度より活動を始めた各委員会（コンサルタント、ITスペシャリスト、オペレーション）において、さらなる改訂提案の検討を継続して行う。特にオペレーション委員会においては、大幅な内容の改訂についての提案を行う（平成18年10月公開予定）。

ITスキル標準V2に合わせた研修ロードマップの改訂

ITスキル標準V2に合わせた研修ロードマップの改訂のため、特に専門分野の改訂のあるITアーキテクト、プロジェクトマネジメント委員会を中心に検討する。

ITスキル標準V2（2006年度版）に合わせた研修ロードマップの改訂

ITスキル標準V2（2006年度版）に合わせた研修ロードマップの改訂のため、特に大幅な改訂のあるオペレーション委員会を中心に検討する。

(5 - 1 - 4) ITスキル標準の改訂

(1) 平成17年度に作成したITスキル標準V2を平成18年4月1日にホームページにおいて公開する。

- (2) ITスキル標準V2の改訂を行い、ITスキル標準V2(2006年度版)を10月を目途に完成させる。同2006年度版においては、平成17年度からのプロフェッショナルコミュニティ委員会(コンサルタント、ITスペシャリスト、オペレーション)における改善提案を反映させる。特にオペレーションについては、内容を大幅に改訂する。
- (3) プロフェッショナルコミュニティにおける検討結果を踏まえて、ITスキル標準V2及びITスキル標準V2(2006年度版)に対応する研修ロードマップの改訂を行う。
平成18年4月に公開されるITスキル標準V2の内容に合わせて、研修ロードマップ(特に専門職種の変更のあるITアーキテクト、プロジェクトマネジメント)を改訂し、平成18年7月にホームページにて公開する。
平成18年10月に公開されるITスキル標準V2(2006年度版)の内容に合わせて、研修ロードマップ(特に大幅な改訂のあるオペレーション)を改訂し、平成18年12月にホームページにて公開する。
- (4) 情報処理技術者試験の内容を研修ロードマップへ取り込む方針を検討する。

(5-1-5) 広報活動

) 活用状況調査と広報活動

- (1) 当機構金融推進グループが実施する情報処理産業を対象とした実態調査の附帯調査として、「ITスキル標準活用実態調査」を行う(平成18年8月予定)。
- (2) ITスキル標準の「認定制度のニーズや在り方」についての調査を行い、今後の方向性についての検討資料とする。
- (3) ITスキル標準V2の公開に伴い「ITスキル標準センターの新パンフレット」を作成する(平成18年5月予定)。
- (4) 企業経営者へITスキル標準V2をアピールするため、情報サービス業界の主要企業の経営者に対してITスキル標準V2のトップセールスを行う。
- (5) 各地域の団体・機関(地域SC、地域情産協)、個別企業及び高等教育機関等の要望に応え、ITスキル標準の理解を助けるためのセミナーを積極的に実施する。(地域、個別企業合わせて20回目標)

) 産学連携に向けた具体的アプローチの検討

- (1) 高等教育機関へのアプローチとして、以下のことを実施する。
大学の教員・学生向けITスキル標準概説書の作成(12月発刊予定)
ITサービス産業における技術者が、プロフェッショナルとしてどのようにビジネスに貢献し活躍しているかを示すことにより、ITスキル標準を活用したプロフェッショナル人材のあり方を大学の教員・学生に理解してもらうための概説書を作成する。

大学関係者及び学生に対するITスキル標準の啓発（平成19年3月予定）
ITの仕事と言えば「SEとプログラマ」とのイメージが強い大学関係者及び学生
に対して、ITスキル標準の内容及び活用方法を適切に説明する。
また、ITアーキテクトやプロジェクトマネジメント等が有する、高度な知的専門
職業としての仕事の広がりや意義を踏まえたカリキュラムづくりを大学に
働きかける。

) ITスキル標準の国際機関との連携

- (1) 国内外研究機関・団体等に対するITスキル標準の紹介及びこれらの機関等との連
携を検討する。
- (2) その準備の一環として、ITスキル標準V2の英語版を作成する（平成18年7月予定）。
- (3) ITスキル標準V2に基づく研修ロードマップの英語版作成の検討を行う。

(5 - 1 - 6) 情報処理技術者試験との連携強化

- (1) 有識者へのヒアリングを実施し、情報処理技術者試験とITスキル標準との関連付
けを平成18年度上期に公開する。

(5 - 2) 組込みスキル標準の整備

- (1) 組込みソフトウェア開発技術者の不足、スキルの標準化の遅れ等の課題を解決す
るため、平成17年度に作成した「組込みスキル標準2006年度版」を改良・拡張し
た「組込みスキル標準2007年度版」を作成する。
- (2) ETSSの実証実験を通して得たベストプラクティスを可能な範囲で公開し、これら
参照することによって業界における第三階層作成を促進、支援する。
- (3) ITスキル標準センター、国内外研究機関・団体等と連携し、国際的な連携の可能
性を検討する。
- (4) 組込み領域でのIT人材育成を推進するため、前年度に引き続き、企業及び団体に
対してはSEC成果の普及及び技術的支援を実施するとともに、地方自治体に対して
は、教育、啓発等の事業を支援すべく、積極的な活動を展開する。

(5 - 3) 未踏ソフトウェア創造事業

(5 - 3 - 1) 積極的な人材発掘

) 未踏ソフトウェア創造事業の円滑な実施等

- (1) PMと連携した事業の推進

プロジェクトマネージャ（以下、「PM」という。）と連携・協力して、未踏ソフト
ウェア創造事業と未踏ソフトウェア創造事業(未踏ユース)を円滑に実施する。

未踏ソフトウェア創造事業：上期／下期の年2回採択

未踏ソフトウェア創造事業（未踏ユース）：年1回採択

(2) 商品開発専門家によるアドバイスの充実

2年継続案件につき「開発重視型」と「実用化可能性重視型」に分類する。「実用化可能性重視型」について、より実効性を高めるためにPMの指導とともに商品開発専門家（アドバイザー）のアドバイスも実施する。

）スーパークリエイター等の発掘

- (1) 専門分野のバランスを考慮して新たに選出した5名のPM（全体で12名）を加え、引き続き幅広い分野からの人材やスーパークリエイターの発掘を推進する。

）PMの発掘並びにノウハウの蓄積及び活用

- (1) 平成19年度PMについては、ユーザの視点を踏まえた専門分野のバランスを考慮しつつ、内外から有能なPMを選任する。
- (2) 「PM用ガイドライン」に基づき、円滑な事業を実施する。また、必要に応じて見直しを図る。
- (3) PM等連絡会及びPM同士の意見交換会等を実施することにより、PMの意思統一及び事業遂行のノウハウの蓄積を図る。また、蓄積したノウハウは、随時、事業の実施に活用する。

(5 - 3 - 2) 認知度の向上に向けた取り組み

）スーパークリエイター認定証授与式等の実施

- (1) スーパークリエイターの認定証授与式（年2回、5月と10月）IPAXにおける成果発表の場の提供、当機構ホームページにおける「開発成果の近況・製品化等」の情報提供の更新により、未踏ソフトウェア創造事業及びスーパークリエイターの認知度をさらに高める。

）積極的なPRの実施

- (1) 事業概要とスーパークリエイターの近況をまとめた冊子「未踏ソフトウェア創造事業とスーパークリエイター」を認定証授与式に合わせて更新し、広く一般にPRする。
- (2) 企業所属者からの応募を募るため、企業所属者が読者層である雑誌に公募広告を掲載する。
- (3) 大学等へのPR活動を積極的に推進する。
新たに大学等での事業説明会を積極的に実施する。
公募説明会を実施することを大学へ周知する。

(5 - 3 - 3) 開発成果に対しての事業化支援

) アドバイザチームによる事業化支援の促進

過去から現在までに当機構が支援した開発者・開発企業が抱える起業・事業化の様々な問題を解決するアドバイザチームを平成17年度に創設した。平成18年度においては、さらなる制度の周知と事業化支援を行うために以下の施策を実施する。

- (1) アドバイザの写真、コメントを記載した小冊子の配布により、アドバイザのプロフィールを分かりやすく周知する(アドバイザの見える化)
- (2) PMに対し、PM等連絡会等において、アドバイザ制度の活用をPRする。
- (3) 当機構がこれまでに支援してきた開発者とのFace to Faceでの面談を推進し、開発者のニーズに応じてアドバイザ等と連携して対応する。
- (4) 未踏ソフトウェア創造事業において、2年目の継続案件につき「開発重視型」と「実用化可能性重視型」に分類する。「実用化可能性重視型」について、より実効性を高めるためにPMの指導とともに商品開発専門家(アドバイザ)のアドバイスも実施する。

) 「事業化情報交換会」の積極的活用

- (1) 「事業化情報交換会」等の開催を通じて、事業化に必要な情報の提供や、ベンチャーキャピタリスト・各種専門家との「出会いの場」の設定によるマッチングを実施する。「事業化情報交換会」は、半期に一度開催する。

(5 - 4) 中小企業経営者及び地域のIT化の支援

(5 - 4 - 1) IT経営応援隊

) 平成18年度IT経営百選事業の実施

- (1) 平成18年1月19日付、IT戦略本部による「IT新改革戦略」では、「経営者を中心にIT化の有用性について理解を促進するため、2010年度までに、企業経営におけるIT利用・活用の成功事例を1,000件以上公表する。」と提言されている。これを受け、平成18年度においてもIT経営百選事業を実施する。

「IT経営百選選考委員会」を設置する。

参加企業の募集に当たっては、地域IT経営応援隊を構成する各種関係機関、ITコーディネータ、債務保証事業の提携金融機関、地域の情報サービス産業協会等を通じて全国に周知する。

募集から選定までの予定

- ・ 応募開始(平成18年3月10日)
- ・ 応募締切(平成18年6月30日)
- ・ 現地調査(平成18年5月から8月)
- ・ 選定・公表(平成18年9月)

平成18年10月に実施されるIPA Forum 2006で認定式を行う。

事業実施に当たっては、応募の空白県が発生しないように、平成16年度IT経営百選の応募数が少なかった都道府県に対しては、地域IT経営応援隊事務局と連携して広報を強化する。

- (2) 平成16年度IT経営百選の最優秀企業26社で構成するトップコミュニティのメンバーに対して、引き続き地域IT経営応援隊が開催するセミナーでの事例講演等についての協力を要請する。
- (3) 平成18年10月に実施されるIPA Forum 2006の際に、新たに平成18年度IT経営百選最優秀企業の認定を受けた企業によるトップコミュニティ会議を開催する。会議においては、優れたビジネスモデル・経営戦略の確立、高度なIT活用等について議論する。また、トップコミュニティ会議メンバーによる今後の継続的な活動についても議論する。これらの成果はIT経営応援隊のホームページ等により情報発信する。
- (4) 平成18年度のIT経営応援隊事業の円滑な実施を図るため、各地域において経営者研修会事業実施要領及びIT経営百選の応募要領等についての事前説明会を開催する。また、平成18年4月中にはIT経営応援隊事業審議委員会を開催し、事業の採択を行う。

) IT経営教科書

- (1) 平成17年度に作成した「IT経営教科書」(最終版)の普及に努める。
「経営者研修会」や「中小企業のCIO育成研修」等の副読本として活用する。
中小企業経営者が参加する地域IT経営応援隊のIT経営成熟度診断事業や計画書策定コンサルティング事業等の場においても活用を促す。

) 経営者研修会

- (1) 「経営者研修会」については、全国50ヶ所程度の実施機関・開催場所を公募により選定し実施する。実施に当たっては、十分な事業期間を確保するため、事業開始を平成17年度より前倒しした平成18年5月からとする。
また、特に課題となっている集客について、実施機関から適宜報告を求め集客状況を把握する。必要に応じて関係機関等を通じて集客促進を要請する。
- (2) 「経営者研修会」は、IT経営の「導入編」と「実践編」の二つの研修コースを公募する。また、経営者研修会においては、ユーザ企業経営者が日常業務においても活用できる当機構の債務保証制度や人材活用・育成の評価の一つの目安となる情報処理技術者試験等の施策についても説明する機会を設ける。
「導入編」はIT経営の入門と位置付け、経営におけるIT活用事例を中心テーマとして、自社の経営戦略の立案から情報化企画書までの展開を3日間で学ぶ。
「実践編」は経営革新・業務改革を中心テーマとして、自社の勝ち残りをかけた事業再編の手法を4日間で学ぶ。

）地域IT経営応援隊

- (1) 全国9ヶ所の経済産業局ブロック毎に実施している「地域IT経営応援隊事業」については、引き続き、各地のニーズに基づき各種事業を継続する。事業募集は平成18年3月中に行い、5月に契約締結を目指す。

）1日IT経営応援隊

- (1) IT経営応援隊事業の一層の普及を図るため、平成18年度第1四半期までに全地域（経済産業局ブロック単位）で、各地の独自のアイデアによる「1日IT経営応援隊事業」を経済産業省及び地域のIT経営応援隊と連携して実施する。

）中小企業のCIO育成

- (1) CIO（情報担当責任者）を設置することが難しい中小企業において、CIO的機能を持つ人材を育成するため、実施機関を選定の上、全国でCIO育成研修会（仮称）を実施する（平成18年10月から実施予定）。

当該研修の内容は、学習項目毎に実践スキルを身につけるものとする。

インストラクターについては、ユーザ企業においてIT導入を経験があることがある者、受講者については、経営者研修会を受講している者、または、社内の情報担当役員であって社内の情報化を推進する者等を想定する。

平成17年度に実施した研修コース、教材の開発及びそれらの有効性を確認するため全国3ヶ所（船橋、浜名湖、名古屋）で実施された実証実験の成果を反映させる。

）IT経営成熟度診断ツール

- (1) IT経営成熟度診断ツールについては、ITコーディネータ協会（以下、「ITCA」という。）等と連携を強化して、全国各地での地域IT経営応援隊事業等における中小企業各社のIT経営成熟度の評価やIT経営導入コンサルタントの際の活用を図る。

また、他の全国組織・団体へも当該ツールの普及を推進する。

- (2) ITCA等と連携して、IT経営成熟度診断ツールの改善を要する点等について検討した上で、必要に応じて同ツールの改訂等を図る。

）普及広報活動

- (1) IT経営応援隊ホームページ、IT経営応援隊メールマガジン、応援隊通信、全国9つの地域IT経営応援隊事務局のホームページ及びメールマガジン等を通じて、事業活動内容、IT経営の事例等中小企業経営者及び関係機関にとって有益な情報を発信する。

- (2) IT経営応援隊の事業、各種ツールを広く紹介するため、これらの情報をパッケージ化したパンフレットを作成する。

- (3) 「IT経営百選」の10の評価軸毎のベストプラクティスについては、平成18年度上期中に書籍として発刊する。
- (4) 平成17年度に作成した「IT経営百選」最優秀企業のDVD及び上記書籍は、普及広報ツールとしてIT経営応援隊関係者、ITコーディネータ及び地域の情報サービス産業協会等中小企業のIT化を支援する機関、関係者に広く配布する。

) 地域金融機関との連携

- (1) 経営者研修会等のIT経営応援隊各種事業の集客や普及については、地域の金融機関との連携が有効であることから、ソフトウェア開発・金融推進部と一体となって地域金融機関の協力を求める。

) その他IT応援隊活動

- (1) 平成17年度に、IT経営応援隊事業の一環として研究会 [Electronic Data Interchange (EDI) ワーキンググループ] を立ち上げ、中小企業のEDIの普及を図るための提言をまとめた。平成18年度においても、中小企業を対象としたEDIの普及に際しての課題、解決策等について、引き続き研究を行う。
- (2) 平成17年度に、IT経営応援隊事業の一環として生産管理ソフトワーキンググループを立ち上げ、中小製造業で生産管理ソフトをうまく活用している企業の事例を収集するとともに、提言をまとめた。平成18年度においては、これらをIT経営導入コンサルティング事業等で活用出来るよう、IT経営応援隊ホームページ等を通じて広く公開する。

xi) IT経営応援隊事業の評価

- (1) 平成18年度で終了するIT経営応援隊事業については、成果、課題及び今後のあるべき事業展開等の視点から、機構自らがIT経営応援隊事業審議会を設置してその評価を行う。その結果はIT経営応援隊のホームページ等で公開する。

(5 - 4 - 2) 新事業支援機関等地域の各機関との連携

- (1) 当機構の施策を広く全国で普及するため、中小企業新事業活動促進法に基づく「情報関連人材育成事業を実施する新事業支援機関(以下、「新事業支援機関」という。)との連携強化を図る。

平成17年度に実施した、各新事業支援機関の当機構に対するニーズに関するアンケート調査に基づき、連携を図る。

当機構が有するSEC、ITスキル標準、セキュリティ、OSS、情報処理技術者試験等の我が国トップレベルの各種事業を効果的に地域に普及するため、当機構の業務全般をとりまとめた総合支援パッケージについての最新情報を提供する説明会を、経済産業局ブロック単位で実施する。

組込みソフトウェア等の個別テーマについての新事業支援機関からの支援要請に対しては機構内関係部門との連携を図りつつ、適宜個別に対応する。

- (2) 当機構の事業を地域で普及、展開させるため、地域のベンダ企業の団体である各地域の情報サービス産業協会等との連携を強化する。具体的には、全国組織である全国地域情報産業団体連合会（ANIA）、（社）情報サービス産業協会を介して、地域のニーズを吸い上げるとともに、教材提供、講師派遣、セミナー支援等により機構の事業の成果を地域に移転させていく。

(5 - 4 - 3) 地域ソフトウェアセンターについて

) 地域ソフトウェアセンターの事業の活性化

- (1) 地域ソフトウェアセンターの中期経営改善計画については、以下の指導を行っていく。

平成18年5月末を目途に各地域ソフトウェアセンターの中期経営改善計画の見直しを行うよう指導する。

また、中期経営改善計画の確実な実現に向け、各地域ソフトウェアセンターの経営環境の変化を踏まえ、地元自治体、地場の産業界の支援体制をより強化させる。

地域ソフトウェアセンターでの事業執行体制及び中期経営改善計画実現に必要な要員計画等についてフォローアップを行う。

地域ソフトウェアセンター全国協議会事務局と連携を強化して、地域ソフトウェアセンターの経営革新の推進、収益改善に資するベストプラクティス等について広く紹介していく。

- (2) 個別地域ソフトウェアセンターについて次のような経営指導及び業況管理を的確に実施する。

経営指導

- ・ 公認会計士及び経営コンサルタントの計2名を経営支援専門委員に任命し、中期経営改善計画の実施に遅れの生じている地域ソフトウェアセンターに対して、現地にて経営指導を実施する。

また、必要に応じて研修事業支援に特化した教育研修コンサルタントの派遣も併せて実施する。

業況管理

- ・ 経営状況の厳しい地域ソフトウェアセンターに対しては、月次報告を求め、経営状況を継続的に把握する。
- ・ 全社から中間決算を求め、経営状況を把握する。
- ・ 個別指導が必要とされた地域ソフトウェアセンターに対しては、適宜経営支援専門委員・教育研修コンサルタントを派遣し、現地指導を実施する。

- (3) 経済産業省の産学連携事業等国の公募情報を積極的に地域ソフトウェアセンターへ提供し、地域ソフトウェアセンターがより多くの案件を受託出来るように支援する。
- (4) 構造改革特別区域における情報処理技術者試験に係る特例措置について、平成18年度中に全国展開に向けた措置が講じられることから、多くの地域ソフトウェアセンターが認定されるように、既に認定を受けた地域ソフトウェアセンターの事例を他のセンターへ紹介する等の情報提供を行う。

) 地域ソフトウェアセンター間の連携強化

- (1) 地域ソフトウェアセンター全国協議会が運営する、各地域ソフトウェアセンター間及び当機構との間の広域ポータルサイトを活用して、国の公募情報及び各種調査結果等について発信する。
また、研修カリキュラム、教材及び講師等の情報の流通を促進するとともに、地域ソフトウェアセンターの業務改善を推進するため、研修コースの名称の統一化や経理処理等についてもこのポータルを介して議論を深める。
- (2) 各地域ソフトウェアセンター間の連携強化を図るため、複数の地域ソフトウェアセンターが共同でこれらのセンター社員に対して、企画、カリキュラムの設計、集客方法等についての研修を実施するような場合に、講師の派遣（当機構職員または外部専門家を斡旋）等により支援する。
- (3) 地域ソフトウェアセンター全国協議会については、平成18年度も、これまで通り年度内3回の開催を行う。[平成18年7月、11～12月、平成19年2月（予定）]
地域ソフトウェアセンター全国協議会会長会社、同協議会地域ブロック幹事会社と連携し、地域ソフトウェアセンターの収益改善に資するベストプラクティスや改正商法の施行等財務経理に関する諸制度の変更等について、この場を通じて情報提供する。

) 地域ソフトウェアセンターで実施する研修事業の支援

- (1) 当機構ITスキル標準センターと連携して実施した、ITプロフェッショナル育成に関する前年度の調査を踏まえ、ITスキル標準のミドルレベルのいわゆる中堅エンジニア（「アプリケーションスペシャリスト」を想定）について、短期間で必要な知識及び実践スキルを習得する研修コースの開発に着手する。
また、実施に当たっては、地域IT人材育成パートナー会（以下、「地域パートナー会」という。）会員企業と共同で行う。さらに、必要に応じて、地域ソフトウェアセンター等において研究テーマ毎の評価実験を行う。
- (2) 地域ソフトウェアセンターにおけるeラーニングへの取り組みについて以下の支援を行う。

地域ソフトウェアセンターが経済産業省等の公募事業へ積極的に応募するよ

う各種情報提供を行う。

草の根 e ラーニング事業の継続研修コースを要望する地域ソフトウェアセンターや、新人研修等で知識学習として e ラーニングの利用を検討している地域ソフトウェアセンターがあることから、地域パートナー会との連携を強化しつつ、地域ソフトウェアセンターが希望する集合研修や e ラーニング学習について支援する。

地域ソフトウェアセンターにおける人的資源及び教育研修に関する理解度等を考慮しつつ、いくつかの地域ソフトウェアセンターをパイロットモデルとして、教育学習に関する地場のニーズ調査から研修コースの設計、実施及び評価の一連の教育設計手法(インストラクショナルデザイン)を実証することを検討する。

) フォローアップ体制の確立

- (1) 県等自治体、地場の IT 企業及びユーザ企業等地域ソフトウェアセンターの関係者を訪問する際には、以下の点を実施し、当該地域ソフトウェアセンターに対する支援を行う。

当該地域ソフトウェアセンターに対する要望事項の把握

他の地域において地域ソフトウェアセンターをうまく活用している事例の紹介

地域ソフトウェアセンターの関係者による経営支援会議の継続的な開催に関する働きかけ

(5 - 5) 情報処理技術者試験業務

(5 - 5 - 1) 情報処理技術者試験制度の見直しと改革

- (1) 「情報処理技術者試験制度検討委員会」(平成16年11月設置)における次のような検討結果及び平成18年5月に予定される「産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会」の中間報告書で取り上げられる諸課題に対する解決に向けて、試験内容及び実施方法に係る具体策を情報処理技術者試験センターの審議委員会制度で検討する。

人材育成・評価において、情報処理技術者試験と IT スキル標準が効果的に利用できるよう、情報処理技術者試験について所要の見直しを行う。

組込みスキル標準と一体となった試験制度にするために、既存のテクニカルエンジニア(エンベデッド)試験の見直しを行う。

キャリア重視の視点から要望の高い、プロジェクトマネージャ試験の見直しを行う。

午前試験通過者に対する次回試験時における免除制度の導入を行う。

- (2) 出題範囲の見直しを行う。具体的には、平成17年度に実施した「情報処理技術者試験の出題範囲(シラバス)の見直しに係わる調査」の調査結果をもとに、試験

委員会にワーキンググループを設置して、ソフトウェアエンジニアリング、オープンソースソフトウェア（OSS）等の反映等出題範囲の分野・項目の整理・見直しを進める。

- (3) IT技術動向の変化を的確に踏まえた試験問題を作成するため、試験委員会体制の整備・充実を図る。

試験委員の公募

他部門の委員会等に所属する外部委員の協力を仰いで、試験委員を開拓

試験委員と他部門（SEC、ITスキル標準センター、セキュリティセンター、OSSセンター等）との人的交流を実施

(5 - 5 - 2) 情報処理技術者試験における受験者の利便性向上のための積極的な対応

- (1) 構造改革特別区域による午前免除制度の円滑な実施を図る。

構造改革特区 [44地方自治体 (425講座開設者)] における修了認定者 (平成17年度 : 617名) に対して、基本情報技術者試験又は初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除し、受験者の負担を軽減する。

講座開設者が実施 (6月、7月、12月、1月) する修了試験について、試験問題を適切に作成・提供する (基本情報4セット、初級シスアド4セットの計8セット) 。

構造改革特区への申請に先立つ審査を行う場合は適切に作業する。

平成18年1月に拡充された構造改革特区¹による申請には適切に対応する。

- (2) 構造改革特区の全国展開に向けた準備を実施する。平成18年度中に全国展開に向けた措置が講じられるので、システム改修等の準備を進める。

- (3) 団体 (企業・学校等) のインターネットによる受験申込を開始する。

電子申請を活用している団体申込の利便性向上を図るため、インターネットによる団体受験申込を秋期試験から実現する。

インターネットによる団体申込への優遇処置として、試験結果等についての情報提供を拡充できるかどうかを検討する。

- (4) 採点作業の見直しを行い、試験日から正解及び合格発表までの期間をさらに短縮する。

多肢選択式問題の正解公表までの期間を短縮する (平成17年度 : 8日 1日) 、合格発表までの期間を短縮する。

・基本情報技術者、初級システムアドミニストレータ

(平成 17 年春 : 29 日 平成 18 年春 : 26 日、秋 : 26 日 24 日)

・その他試験 (平成 17 年春 : 60 日 平成 18 年春 : 58 日、秋 : 60 日 57 日)

¹ 一定の要件を満たす民間資格の取得を修了要件とする講座を開設する場合には、申請により当該民間資格の試験項目が対応する履修項目の履修の免除と修了認定に係る試験の免除を可能としたもの。

- (5) 情報処理技術者試験の実施運営に関する利用者等の意見を幅広く聴取する。
試験応募者の声（特にエントリーレベルの初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験を中心に）を聞くアンケート調査を実施する。
IT人材動向等情報処理技術者試験の応募に係わる要因の調査・分析を実施する。
- (6) 個人申込の利便性向上のため、支払方法として電子マネーサービス等の導入ができるか検討する。

(5 - 5 - 3) 情報処理技術者試験の円滑な試験の実施及び普及促進

) 情報処理技術者試験の円滑な実施

- (1) 平成18年4月16日（春期）及び10月15日（秋期）に予定している平成18年度情報処理技術者試験には万全の体制で臨む。
また、新設したテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験を確実に実施する。
- (2) 財政基盤安定化の観点から、問題作成費、試験実施経費等の事業費及び管理費の合理化に引き続き積極的に取り組む。
試験委員会の謝金単価について比較調査を行った上で見直す。
試験実施に係るインターネットのクレジット決済手数料、試験問題輸送費、試験会場借上費、試験会場監督員等謝金、商工会議所等への委託単価等を見直す。
- (3) 当機構職員による会場運営の増進を図り、平成18年度中に30会場（平成17年秋期試験での実績：23会場）の会場責任者を目指す（職員として当機構に着任したときに、オリエンテーションを実施する）。
- (4) 平成18年度試験の会場運営についても、20会場前後の運営を外部に委託する。
試験実施の外部委託について、過去の試行結果によれば、会場設営や監督員等の募集も一括して外部委託する方法はコストが上がるため、コストが上がらない外部委託企業の育成又は探求を検討する。

) 積極的な情報の提供及び広報活動の強化

- (1) 応募者増対策として、平成17年度に引き続き広報活動を強化する。
ホームページの充実（合格体験記、企業での活用例等）
メールを活用した広報
大学における単位認定等実態把握・導入への取り組み強化
電話・訪問による企業・学校へのアプローチ
当機構全職員を通じた広報（名刺、メールの署名等へのPR文掲載）
書店での案内書・願書配布の拡充
H17春：348店舗 H18春：382店舗

(2) 平成17年度に公開した、情報処理技術者試験の内容を体系的にまとめた「情報処理技術者試験ガイドブック」を市販化するために、さらに内容の充実を図る。

試験のメリット(企業からの高い評価、大学・短期大学における優遇制度等)及び有効活用事例、合格体験記

ITスキル標準等関連する制度との関係

出題に当たっての考え方(出題趣旨、出題に際しての工夫等)

出題例とその解説

試験の運用方法

その他試験に関する分かりやすいコメント

(3) 平成17年度に行った広報活動をさらに推進する。

IPAX 2006での講演等による試験の普及広報

企業、学校等における教育担当者向けセミナーを開催(平成18年8月予定)

(社)情報サービス産業協会、(社)日本情報システム・ユーザー協会、(社)電子情報技術産業協会、全国地域情報産業団体連合会、地域ソフトウェアセンターを通じた広報及びIT経営応援隊の経営者セミナー、情報セキュリティセミナー等の場を活用した広報

ホームページの充実(企業、学校等における情報処理技術者試験の利用状況調査を掲載等)

(4) 平成17年度に、構造改革特区を活用して文京区が開設した講座の修了認定試験において、CBT(Computer Based Test)の実証実験を実施した。その結果を踏まえて、CBTについて今後の方向性について中間報告をまとめる。

(5 - 5 - 4) 情報処理技術者試験のアジア展開の一層の推進

(1) 日本の試験制度を移植した5ヶ国(フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、マレーシア)で、平成18年春期試験より、基本情報技術者試験について統一共通試験(同一日、同一開始時刻に同一問題)を実施する。この円滑な実施を図るため、以下の支援を行う。

統一共通試験実施のために、各国代表をメンバーとする協議会ITPEC(IT Professionals Examination Council)が創立されたことに伴い、この事務局を担当し、統一共通試験の円滑なる実施やホームページの開設・管理等共通PRキャンペーンの実施等を支援し、本試験のブランド化を目指す。

第1回統一共通試験(平成18年4月2日予定)のための試験問題の作成を行う。また、第2回(平成18年10月1日予定)以降は、独自問題を順次組み込む予定であり、このため、以下の支援団等と協力し、各国に対する試験問題作成の指導・研修の実施を予定する。

- ・AOTS [(財)海外技術者研修協会]
- ・CICC [(財)国際情報化協力センター]
- ・JETRO [(独)日本貿易振興機構]

平成18年11月に第2回ITEE会議を開催し、以下の議題について議論する。

- ・ 第1回統一共通試験の実施結果の評価
- ・ 試験問題作成に関する諸問題
- ・ 統一試験区分の拡大

(2) アジア各国との相互認証を推進する。

既認証国¹については、さらに追加認証できるものがあれば実施する。

台湾については、新たに情報セキュリティアドミニストレータの追加認証のためのスキル標準の確認作業を進める。

フィリピン、ミャンマーのソフトウェア開発技術者の相互認証について検討する。

未承認国(ラオス、モンゴル等)については相互認証へ向けた調査を実施しつつ、トライアル試験実施へ向けて、必要な作業を行う。相互認証の締結以前であっても、上記ITPECへの参加を呼びかけ、一体感を醸成する。

6 . その他

(6 - 1) 政策当局との連携

国家情報戦略の実施推進機関として、公共性の高いソフトウェア開発、情報セキュリティ対策を始めとする情報処理の安全性、信頼性の確保対策、IT人材育成対策等に係る国の施策について、産学官連携の推進に配慮しつつ、経済産業省を始めとする関係府省と連携し、施策の実現に努める。

¹ 入国規制緩和措置に基づく累積査証交付者は、次のとおり(平成17年12月末)。

中国 : 27、韓国 : 441、フィリピン : 1、他 : 0

． 予算（人件費見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画

1． 予算

- 総表（別紙1-1）
- 事業化勘定（別紙1-2）
- 試験勘定（別紙1-3）
- 一般勘定（別紙1-4）
- 特定プログラム開発承継勘定（別紙1-5）
- 地域事業出資業務勘定（別紙1-6）

2． 収支計画

- 総表（別紙2-1）
- 事業化勘定（別紙2-2）
- 試験勘定（別紙2-3）
- 一般勘定（別紙2-4）
- 特定プログラム開発承継勘定（別紙2-5）
- 地域事業出資業務勘定（別紙2-6）

3． 資金計画

- 総表（別紙3-1）
- 事業化勘定（別紙3-2）
- 試験勘定（別紙3-3）
- 一般勘定（別紙3-4）
- 特定プログラム開発承継勘定（別紙3-5）
- 地域事業出資業務勘定（別紙3-6）

4． 資産の健全化

） 債務保証

- (1) 審査力の強化により不良資産の発生を抑え、債務保証業務に係る損益計算に基づき、収支均衡に努める。
- (2) 保証先の資金の使用用途報告の提出、保証先の決算書類の定期的提出を徹底する。
- (3) 開発状況に合わせた分割保証や開発資金の回収期間等を考慮に入れた保証応諾期間の弾力的運営を実施することにより円滑な事業運営を図る。

） 情報処理技術者試験

- (1) 財政基盤安定化の観点から、試験問題作成費、試験実施経費等の事業費及び管理費の合理化に引き続き積極的に取り組む。
試験委員会の謝金単価について比較調査を行った上で見直す。

試験実施に係るインターネットのクレジット決済手数料、試験問題輸送費、試験会場借上費、試験会場監督員等謝金、商工会議所等への委託単価等を見直す。

(2) 情報処理技術者試験については、手数料収入に基づく事業運営により、財政基盤の安定化を図る。

また、応募者減少傾向に対応するため、厳密なコスト分析を行って、コスト構造を抜本的に見直す。

さらに、安定した応募者の確保を図るべく、次の方策を実施する。

受験者へのサービス向上

- ・多肢選択式問題の正解公表までの期間短縮（平成17年度：8日 1日）
- ・試験実施から合格発表までの期間短縮

基本情報・初級シスアド 平成17年春：29日 26日、秋：26日 24日

その他試験 平成17年春：60日 58日、秋：60日 57日

広報の強化

- ・電子メールを活用した広報の強化
- ・電話、訪問による企業・学校へのアプローチ
- ・協力先団体（商工会議所等）を活用した広報
- ・書店での案内書・願書配布の拡充
- ・地域ソフトウェアセンターを活用した広報

技術変化・ユーザニーズに対応した試験区分等の見直し

- ・人材育成・評価において、情報処理技術者試験とITスキル標準が効果的に利用できるよう、情報処理技術者試験について所要の見直しを行う。
- ・組込みスキル標準と一体となった試験制度にするため、既存のテクニカルエンジニア（エンベデッド）試験の見直し
- ・キャリア重視の視点から要望の高い、プロジェクトマネージャ試験の見直し
- ・午前試験通過者に対する次回試験時における免除制度の導入

_____) 特定プログラム開発承継業務

(1) 債権回収業務（特定プログラム開発承継業務）を、管理コストを勘案の上、期限内において計画的に実施する。

5. 出資事業（地域ソフトウェアセンター）について

_____) 経営指導

(1) 公認会計士及び経営コンサルタントの計2名を経営支援専門委員に任命し、中期経営改善計画の実行に遅れの生じている地域ソフトウェアセンターに対して、現地にて経営指導を実施する。

また、必要に応じて研修事業支援に特化した教育研修コンサルタントの派遣も併せて実施する。

業況管理

- (1) 経営状況の厳しい地域ソフトウェアセンターに対しては、月次報告を求め、経営状況を継続的に把握する。
- (2) 全社から中間仮決算を求め、経営状況を把握する。
- (3) 個別指導が必要とされた地域ソフトウェアセンターに対しては、適宜経営支援専門委員や教育研修コンサルタントを派遣し現地指導を実施する。

6. 自己財源の確保

情報セキュリティ評価・認証

- (1) 平成17年10月から有料化を開始した(一部、平成17年4月から開始)ITセキュリティ評価・認証制度における認証及びST確認については、積極的な広報活動を通じて、その利用の拡大を図る。

効率的資金運用

- (1) 資金繰り
主要な勘定及び経理区分毎の資金繰表を作成し、効率的な資金運用を図る。
- (2) ポートフォリオ
市場動向の把握に努めるとともに、外部専門家からの指導も仰ぎ、さらなる効率的運用を図る。

短期借入金の限度額

運営費交付金の受入等の遅延が生じた場合、短期借入金の限度額(15億円)の範囲内で借り入れを行う。

重要な財産の譲渡・担保計画

なし

剰余金の使途

平成18年度で各勘定に剰余金が発生したときには、翌年度の後年度負担に考慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・ソフトウェア開発業務及び調査業務の充実
- ・短期の任期付き職員の新規採用
- ・人材育成及び能力開発研修等
- ・広報、成果発表会等
- ・情報処理技術者試験の充実・改善、質の向上

． その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1． 施設及び設備に関する計画

なし

2． 人事に関する計画

行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取り組みを行い、中期目標の期間の最後の年度までの2年間で2%以上の人件費を削減する。

3． 中期目標期間を超える債務負担

なし

4． 積立金の処分に関する事項

なし

予算（総表）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
運営費交付金	5,196
政府出資金	0
受託収入	682
業務収入	4,303
その他収入	341
計	10,522
支出	
業務経費	7,022
受託経費	682
一般管理費	2,217
計	9,921

〔人件費の見積り〕

平成18年度には1,894百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

〔注記〕

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

予算（事業化勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
政府出資金	0
業務収入	52
その他収入	0
計	52
支出	
業務経費	50
一般管理費	1
計	52

〔人件費の見積り〕

平成18年度には1百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（試験勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
業務収入	3,399
その他収入	0
計	3,399
支出	
業務経費	2,396
一般管理費	1,003
計	3,399

〔人件費の見積り〕

平成 18 年度には 5 4 1 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
運営費交付金	5,196
受託収入	682
業務収入	254
その他収入	337
計	6,469
支出	
業務経費	4,576
受託経費	682
一般管理費	1,212
計	6,469

〔人件費の見積り〕

平成18年度には1,352百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（特定プログラム開発承継勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
業務収入	598
その他収入	3
計	601
支出	
一般管理費	1
計	1

〔人件費の見積り〕

平成 1 8 年度には 1 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
その他収入	0
計	0
支出	
計	0

収支計画（総表）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	9,846
業務費用	6,633
受託経費	682
一般管理費	2,217
減価償却費	314
収益の部	
経常収益	9,470
運営費交付金収益	5,196
受託収入	682
業務収入	3,510
その他収入	1
資産見返負債戻入	81
財務収益	340
純利益（ 純損失）	36
目的積立金取崩額	0
総利益（ 総損失）	36

〔注記〕

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画（事業化勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	53
一般管理費	1
減価償却費	52
収益の部	
経常収益	52
業務収入	52
財務収益	0
純利益（純損失）	0
目的積立金取崩額	0
総利益（総損失）	0

収支計画（試験勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	3,476
業務費用	2,396
一般管理費	1,003
減価償却費	78
収益の部	
経常収益	3,407
業務収入	3,407
財務収益	0
純利益（純損失）	70
目的積立金取崩額	0
総利益（総損失）	70

収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	6,315
業務費用	4,237
受託経費	682
一般管理費	1,212
減価償却費	185
収益の部	
経常収益	6,011
運営費交付金収益	5,196
受託収入	682
業務収入	51
その他収入	1
資産見返負債戻入	81
財務収益	336
純利益（純損失）	32
目的積立金取崩額	0
総利益（総損失）	32

収支計画（特定プログラム開発承継勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	1
一般管理費	1
収益の部	
財務収益	3
純利益（ 純損失）	2
目的積立金取崩額	0
総利益（ 総損失）	2

収支計画（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
収益の部	
財務収益	0
純利益（純損失）	0
目的積立金取崩額	0
総利益（総損失）	0

資金計画（総表）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	36,731
業務活動による支出	9,921
翌年度への繰越等	26,810
資金収入	36,731
業務活動による収入	10,522
運営費交付金による収入	5,196
受託収入	682
業務収入	4,303
その他収入	341
財務活動による収入	0
当年度期首資金残高	26,209

〔注記〕

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画（事業化勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	84
業務活動による支出	52
翌年度への繰越	32
資金収入	84
業務活動による収入	52
業務収入	52
その他収入	0
財務活動による収入	0
当年度期首資金残高	31

資金計画（試験勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	4,341
業務活動による支出	3,399
翌年度への繰越	942
資金収入	4,341
業務活動による収入	3,399
業務収入	3,399
その他収入	0
当年度期首資金残高	942

資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	21,511
業務活動による支出	6,469
翌年度への繰越	15,042
資金収入	21,511
業務活動による収入	6,469
運営費交付金による収入	5,196
受託収入	682
業務収入	254
その他収入	337
当年度期首資金残高	15,042

資金計画（特定プログラム開発承継勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	10,198
業務活動による支出	1
翌年度への繰越	10,197
資金収入	10,198
業務活動による収入	601
業務収入	598
その他収入	3
当年度期首資金残高	9,597

資金計画（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	597
翌年度への繰越	597
資金収入	597
業務活動による収入	0
その他収入	0
当年度期首資金残高	597